

第 3 章 災害予防計画

第1節 異常降雨に対する災害予防

水害の予防は、治山・治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川管理の強化及び水防体制の充実強化等様々な分野の対策によりその効果が期待されるものであるが、異常降雨に対しては、次により当面の水害予防措置を講ずるほか、三条市水防計画の定めるところにより必要な予防措置及び警戒措置を執るものとする。

1 危険区域の監視体制等

(1) 危険区域の監視

市長は、異常降雨に伴う危険区域監視のため水防監視員を任命し、河川等の巡視を行わせるとともに消防団員を適切に配置し、水害の予防に努める。(資料編「2-4 消防団の管轄地域」参照)

また、異常降雨により山崩れ等の土砂災害等が予想される箇所には、災害発生に備えてあらかじめ指定した危険箇所の巡視警戒を行うものとする。

(2) ダム管理者の市長への連絡

三条地域振興局長及び長岡地域振興局長は、ダムの水位が上がり放流する場合、ダムの操作規程に定めるところにより市長に連絡しなければならない。それを受けて市長は、警戒等の必要な体制を整えるものとする。

2 河川等の構造物等の点検及び操作訓練

(1) 河川構造物等の点検

県、市は、異常降雨等による水害に備え、河川の水門及び排水ポンプの定期点検を行うとともに、操作訓練を行うものとする。(資料編「2-9 水害時排水施設」参照)

(2) 農業用排水路工作物の点検

用排水路工作物の点検については、県営事業施行中の区間は三条地域振興局農業振興部が、その他のものは土地改良区等の管理団体がそれぞれ実施し、必要な予防措置を講ずるものとする。

3 水防資器材の点検配備

市長は、普段から水防倉庫内格納機材の点検を行うものとする。

また、増水の状況等に応じて、直ちに水防作業に便利な位置に水防資器材を配備できる体制を整えるものとする。(資料編「2-5 水防倉庫備蓄資器材一覧表」参照)

4 宅地等浸水危険区域

異常降雨等による本市の宅地等浸水危険区域は、山地及び丘陵地を除く地域とする。(資料編「3-

6 宅地等浸水危険区域」参照)

第2節 台風に対する災害予防

台風は、進路、規模によってもたらす被害は様々であるが、その進路等により予想される気象状況を早期に把握し、臨機対応の措置を講ずるものとする。

1 台風が日本海を新潟県に接近して北東に進む場合

フェーン現象に伴う大火災の防止並びに強風による被害の防止に重点を置き、次の措置を講ずる。

(1) 火災予防措置

第3章第3節「大火のおそれがある気象下における災害予防」に準ずる。

(2) 家屋その他建築物の倒壊防止緊急措置の徹底

家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの家屋等の管理者が行うものとし、状況に応じて市は家屋等の管理者に対し、次の措置の徹底を図るものとする。

ア はずれやすい戸や窓、弱った壁等には筋交い、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行うこと。

イ 屋根の補強として、棟木、母屋、梁をかすがいで止め、トタンはたる木に打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上部で結束する。

ウ 建築物周辺の倒れるおそれのある立木は枝おろしをする。

市長は、以上の緊急措置の徹底が困難であるか、又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような緊迫事態に際しては、当該家屋等の管理者に対して避難のための立退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容するものとする。

2 台風が新潟県の南方を北東に進む場合

強雨に伴う洪水による被害の防止に重点をおいて災害予防措置を講ずるものとし、措置内容は、第1章第1節「異常降雨に対する災害予防」に準ずる。

3 台風が新潟県を縦断又は横断して進む場合

強風並びに強雨によるそれぞれの被害を防止するため、状況及び地域性を総合的に判断して適宜1及び2による諸措置の活用を図るものとする。

第3節 大火のおそれがある気象下における災害予防

火災の予防は、防火思想の普及徹底と計画的な都市設計と行政指導により、災害に強い都市づくりに努めつつ、消防体制の充実強化を図ることにより、その効果を期すべきものとするが、大火のおそれがある気象下における当面の災害予防措置は、次のとおりとする。

1 火災警報の発令

市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により、火災警報を発することができる。

また、火災警報が発せられたときは、市の区域内にいる者は、市の条例で定める火の使用制限に従わなければならない。

2 警戒体制の確保

市長は、大火のおそれがある気象下において消防機関との連絡体制を強化し、警戒体制の強化に努めるものとする。

3 所要地域の防火対象物の警戒

市長は、大火のおそれがある気象下で火災予防上特に危険な地域の警戒措置が十分行われるよう、必要に応じて消防機関との連絡体制を強化するほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場所等火災発生危険度の大きいもの、あるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置が執られるよう、あらかじめ指導協議の上、必要な警戒計画を定めておくものとする。

4 消防機械の点検整備と非常出動体制

市長は、大火のおそれがある気象下では、消防機関との連絡体制を強化し、消防機械の点検整備及び非常出動体制を確保させるものとする。

5 火災発生防止の緊急徹底

大火のおそれがある気象下では、地域住民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、広報車等による巡回予防広報により、火災予防上必要な事項について住民等に徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておくものとする。

6 消防力等の充実強化

市長は、消防力等の充実強化により、災害予防と火災発生時の被害の軽減を図り、市民生活の安全を確保するため、次のことに努めるものとする。

- (1) 消防力の基準に示す水利の増強、整備
- (2) 地域の実態に即した施設、装備、資器材の充実、強化
- (3) 消防車両の増強、機動力の強化
- (4) 人材の確保と育成による消防組織の強化

第4節 積雪期に対する災害予防

積雪期における各種災害の予防は、全市的な交通の確保を図ることによりその効果が発揮されるが、産業、経済の振興と民生安定に寄与するため、当面は、主として経済効果の著しい主要道路から交通の確保を図り、あわせて降雪に伴う被害を軽減するため、次の措置を講ずるものとする。

1 予防対策事業計画の現状

道路除雪については、毎年降雪期までに道路除雪計画を策定し、降雪期には市保有機械及び業者保有機械を出動させるとともに融雪施設の作動により、冬期間の交通の確保に努めており、歩道の除雪についても車道除雪と連携をとりながら通学路を中心に計画的に推進している。なお、住家連担地域の融雪施設の敷設も計画的に推進している。

また、雪崩事故防止のため雪崩発生危険箇所の指定並びに雪崩防止施設の整備を促進に努めている。
(資料編「3-5 雪崩発生危険箇所」参照)

2 予防対策事業の基本方針

積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法(昭和31年法律第72号)の趣旨に基づき、国・県道の除雪路線と合わせて、市道の幹線道路及び一般道路の機械除雪を実施し、融雪施設の計画的な整備とともに、冬期間の道路交通の確保に努めるものとする。

また、冬期歩行者空間を確保すべき路線について、歩道除雪機械による歩道除雪、融雪設備による消雪を行うとともに、車道との一体的な除雪等の手法を総合的に組み合わせた冬期歩行者空間確保計画「雪みち計画」の推進と歩道除雪機械や融雪設備の整備を計画的に進めながら拡充を図るものとする。

さらに、雪崩発生危険箇所については、雪崩防止施設の整備を推進するとともに、周辺住民等への危険箇所の周知を行い、避難体制を整備し事故防止に努める。

3 主要道路の除雪計画

国道及び県道は、国土交通省北陸地方整備局及び県が主体となって除雪に当たり、その体制の整備については、毎年降雪時までに完了するものとする。

市は、国土交通省北陸地方整備局、県及び交通関係機関と連絡調整を図り、毎年降雪時までに除雪に関する細部計画を立て、市内の交通確保のため、万全な体制を整えるものとする。

4 除雪対策

(1) 除雪対策協議会の設置

市は、除雪に関連する関係者で構成する三条市除雪対策協議会を設け、除雪作業の調整、住民等の協力確保、機械力の動員・調整などを行い、除雪計画の円滑な遂行を期するものとする。

(2) 住民等の協力

市は、住民等による人的除雪又は除雪作業に伴う車両の移動、屋外設置物の撤去等の措置について、必要と認めた場合は、関係者に対して協力を要請し、必要に応じてその要請は関係区域の自治会長を通じて行うものとする。

また、住民等は、災害の発生未然防止、緊急時の対応のため、道路や小河川、水路への排雪をしないようにしなければならない。

(3) 雪捨場の設置

市は、雪捨場の選定に当たって、事前に関係機関と十分協議して慎重に選定するとともに、住民

等にその位置を周知することにより、住民等がみだりに小河川又は水路へ雪を捨て、いつ水等の災害を起こさないよう配慮するものとする。

(4) 雪下ろし等による交通障害の排除

雪下ろし等道路への排雪による交通障害の発生は、冬期間の交通確保上重要な問題となる。市は、家屋の密集地及び国・県・市道の沿線に居住する住民に対し、道路への排雪をしないよう周知し、協力を求める。

(5) 消雪施設の整備拡充

道路の消雪施設は、国・県・市道それぞれ整備を進めてきたが、今後は、地下水への影響、地盤沈下等の問題を十分考慮し、機械除雪との組み合わせを考えながら施設整備を行うこととし、既存の施設で経年変化により破損や機能低下をきたしている路線については打換え等により機能回復を図るものとする。

(6) 歩道除雪

冬期歩行者空間を確保すべき路線について、歩道除雪機械による歩道除雪、消融雪施設等の施設整備、車道との一体的な除雪等の手法を総合的に組み合わせた、冬期歩行者空間確保計画「雪みち計画」を中心とした歩道除雪を推進するものとする。

5 雪崩事故の防止

市、県及び関係機関は、雪崩発生のおそれのある箇所をあらかじめ把握し、十分な監視警戒体制の確立と必要な防止措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 雪崩発生危険箇所の指定

雪崩から保全すべき人家、道路、その他の施設（以下「保全対象」という。）がある地区で、過去に雪崩の発生の有無を問わず、斜面の傾斜、植生の状況等から、積雪量、降雨量、気温、強風等の気象条件の変化により雪崩の発生が予想される箇所を雪崩発生危険箇所として指定する。

(2) 雪崩防止施設の整備

市、県及び関係機関は、それぞれの管理する雪崩発生危険箇所に雪崩防止柵、段切り等の雪崩防護施設の整備を推進し、雪崩発生による事故の防止を図るものとする。

(3) 雪崩危険箇所の警戒

ア 危険箇所の査察

市、県及び関係機関は、それぞれの管理する雪崩危険箇所について、適宜パトロールを実施し、雪崩発生の早期予知に努め、事故の防止を図るものとする。

また、危険箇所のある町内の自治会長と連絡を密にし、危険箇所の状況把握に努めるものとする。

イ 市、県及び関係機関は、それぞれの管理する雪崩危険箇所を一般に周知させるため、危険箇所等の標識を必要箇所に設置するとともに、広報紙等に掲載する。

ウ 事故防止体制

市は、県警察本部（三条警察署）と連携を図りながら、住民等に注意を喚起するとともに、雪崩の発生が予想される際の迅速な避難勧告措置等を講ずることにより、住民等の生命、身体の安全確保を図るものとする。

(4) 雪崩発生に伴う応急措置

雪崩発生により保全対象に被害が生じたときは、それぞれの管理者において所要の応急措置を講ずるものとする。

6 家屋の倒壊防止

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

市は、所有者に対して建築物の新築、改良工事等に際し、市街地の状況や敷地の状況等で周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方法とするよう指導に努めるものとする。

(2) 克雪住宅の普及

核家族化や高齢化の進行に伴い、高齢者を中心とした雪下ろしによる事故が毎年発生している。今後、自力で屋根雪処理を行うことができない世帯は、さらに増加するものと考えられ、雪下ろしの労働力確保も難しくなっている。

また、雪屋根荷重による家屋倒壊の防止対策としては、住宅の克雪化が最も有効であるため、市は推進に努めるものとする。

(3) 屋根雪等による事故防止の啓発

市は、屋根雪等による人身事故防止について、住民等に対する啓発に努めるものとする。

- ア こまめな雪下ろしの励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ウ 雪下ろし中の転落事故防止
- エ 非常時における出入口の確保

7 電力供給の確保対策

東北電力(株)新潟県央電力センターは、配電線路の雪害予防のため、次の措置を講ずる。

(1) 配電線路

- ア 降雪期前に雪害予防の臨時巡視を実施し、配電線路の補修、整備を行う。
- イ 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議のうえ、樹木の枝下ろし、伐採及び倒木ガードワイヤーの効果的措置を推進する。
- ウ 着雪による電線断線などの停電を防止するため、難着雪電線を使用する。
- エ 冠雪、雪崩、雪圧による停電を防止するため、時期をとらえたパトロール及び冠雪落とし、支線除雪などの工事を実施する。

(2) 機動力の整備

豪雪時における電線路障害の早期復旧を図るため、請負会社の車両その他、可能な運搬手段を確保する。

8 通信確保対策

NTT東日本新潟支店は、雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、雪害の未然防止と重要通信の確保を図る。

(1) 設備の耐雪構造化

- ア 通信線路の地下化の推進
- イ 積雪、寒冷地用の屋外線への取替整備

(2) 通信網の整備

- ア 災害が発生した場合に、重要通信を確保し通信不能地域をなくすため、主要な伝送路の多ルート構成又は2ルート構成を図る。
- イ 停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備・維持を図る。

(3) 迅速な復旧態勢の確保

被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器、無線車等を指定保管場所に配備する。

9 鉄道施設の交通確保対策

JR東日本新潟支社は、降積雪期における列車の安全安定輸送のために、それぞれ除雪機械及び適正要員の整備を図り、除雪体制の確保に努めるものとする。

(1) 一般鉄道施設

- ア 除雪体制
 - (ア) 線路除雪は、除雪機械等を適所に配備するとともに、除雪要員の配置及び外注除雪体制を整える。

(イ) 除雪は、除雪機械に主力をおき、線区の重要度に応じ重点的な除雪を行い、列車運転の混乱防止に努める。

(ウ) 機械力除雪により難い箇所は、人力除雪を計画的に実施するほか、消雪設備を計画的に整備する。

イ 踏み切り箇所の除雪

踏み切り箇所は、線路及び道路側からの排雪による堆雪により、見通しが阻害されることが多いため、道路管理者と協議し除雪を実施する。

ウ 運転規制

降・積雪期における輸送能力の確保と輸送の混乱を防止するため、降・積雪の状況に応じて支社の指示により第1次から第5次体制に区分し、その基準に基づき運転規制を実施するとともに各段階に即応した機械除雪作業と構内除雪を実施する。

エ 雪害時の対策

(ア) 消防団、自衛隊の出動

雪害時における緊急除雪等は、支社の指示を受け非現業職員を含めた社員の動員を第一とし、必要に応じ関連事業所の応援を得て実施する。関連事業所の応援によっても困難な場合は、状況に応じ消防団又は自衛隊の派遣を求める。

(イ) 緊急輸送

雪害時における緊急輸送は、一般貨客を優先して行うものとするが、緊急輸送が輻輳したときは、県と協議の上輸送物資及びその順位を定めて行う。

オ 予防保全対策

(ア) 雪崩警備体制を強化し、雪崩の発生が予想されるときは、列車の抑止手配を行うとともに、必要に応じて支社の指示を受け運転規制を実施する。

(イ) 雪崩発生重点警備箇所を再検討し、巡回警備を強化する。

カ 融雪設備等の強化

輸送の確保、省力化を図るため、熱風、電気融雪及び水資源を利用した除融雪設備の充実を図る。

(2) 上越新幹線の防除雪体制

ア 防除雪設備

降雪区間全般にわたって配置している撤水消雪設備を主体に初期消雪に努める。

イ 車両対策

車両下部まで覆うボディマウント式車両により、車両各機器への着雪防止と雪の進入を防止している。

ウ 運転規制

降・積雪等により初列車の運転に支障のあるおそれがあるときは、除雪又は除氷を実施する。

さらに、状況に応じ運転規制の必要があると認めるときは、レール面の積雪状況に応じ、5段階に区分し運転規制を実施する。

10 豪雪時の生鮮食料品の確保

豪雪のため、交通が途絶した場合等には、市街地消費者の需要に応ずるため、市内生産者に協力を求め、農業協同組合等を通じて集荷するものとする。

なお、豪雪により交通の途絶が予想される場合は、各家庭に食料品の備蓄を呼び掛けるとともに関係業者にも仕入れ増加を呼び掛ける。

11 し尿・ごみ処理対策

市は、住民等に対し、降雪期を迎える前にし尿のくみ取りを実施し、非衛生的なことが生ずること

のないよう指導徹底をしなければならない。

ごみ処理については、臨時集積所の設置等ごみ収集場所を確保し、衛生的な処理の徹底を行う。

また、降雪等による被害が甚大で道路除雪や施設の処理能力がおぼつかない場合は、それらの処理能力が整うまでは、地域の自主防災組織等の協力により、スコップなどでごみ集積場所を確保するとともに、家庭内での一時保管をするものとする。

12 公共建物の除雪

公共建築物の除雪については、それぞれの施設管理者において、除雪計画を立てて措置すべきものとするが、異常降雪時の場合には、市は、これらの総合調整を図り、必要に応じて除雪要員の動員等を実施し得るよう対策を講ずるものとする。

13 避難路の確保

豪雪時には、他の災害の発生の際に円滑な避難が行えるよう、各道路管理者の緊密な連携の下に道路除雪を行うものとするが、道路除雪が整うまでは、地域の自主防災組織等の協力を得て、避難路を確保するものとする。

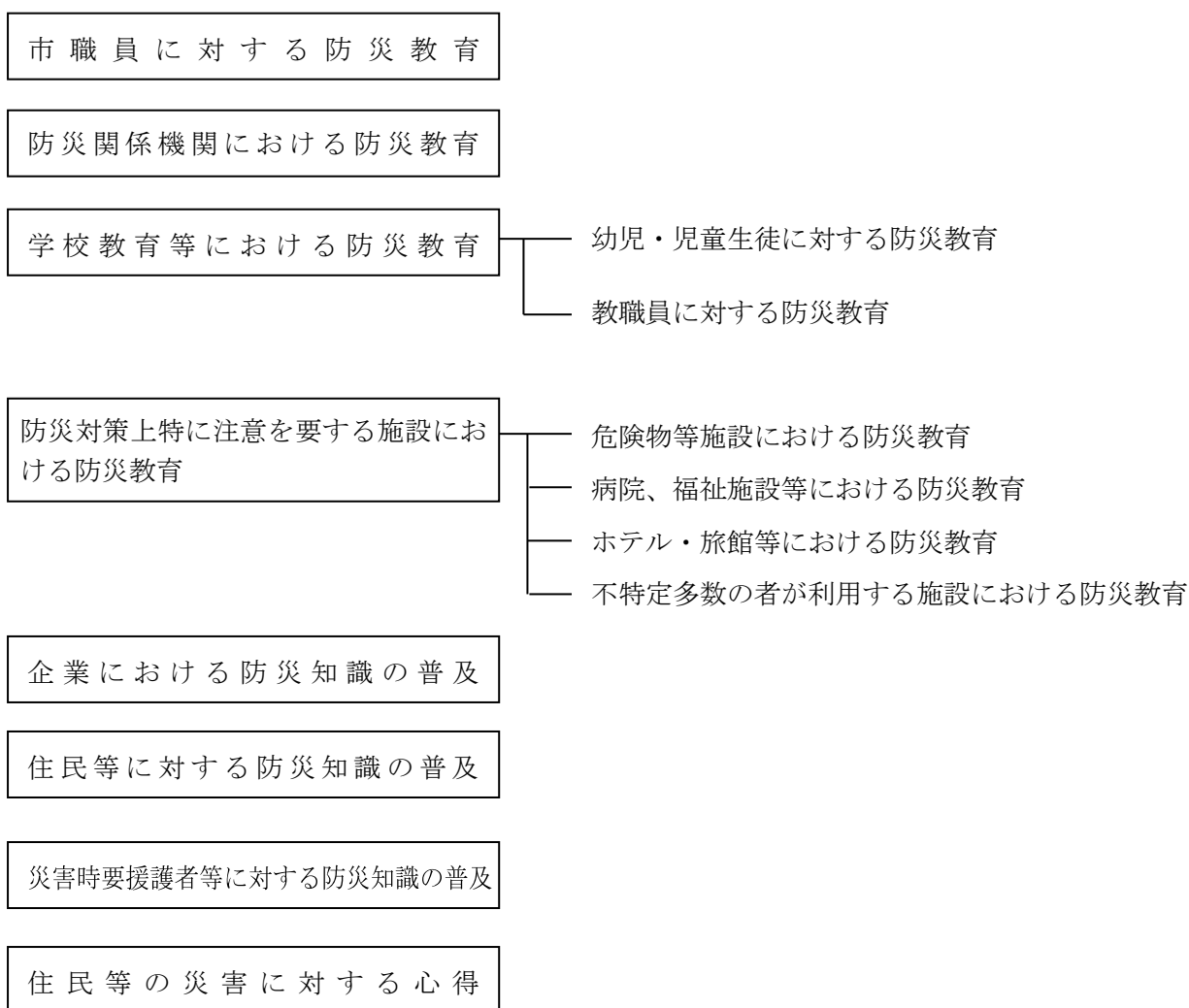
第5節 防災教育計画

1 計画方針

総合的な防災対策を推進していく上で、市、防災関係機関及び住民等が災害に対する十分な認識と防災対策に関する的確な知識を有し、災害発生時の応急対応能力を高めることが重要である。

このため、市及び防災関係機関は相互に連携し、職員、住民等に対する防災教育を実施するものとする。

2 計画の体系



3 市職員に対する防災教育

災害発生時に応急対策実施の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識とこれらの知識に基づく適切な判断力が要求される。

このため、市は、毎年度当初に職員に対し、各種法律、規則、条例、防災計画の内容、災害時の個人の具体的役割や行動等の所管防災業務について教育するとともに、災害対応マニュアル等を作成し、災害発生時に備えるものとする。

また、国、県等が実施する研修会への参加や研修会等の開催に努めるものとする。

4 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、職員に対し、災害時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対策などの教育に努めるものとする。

5 学校教育等における防災教育

(1) 幼児・児童生徒に対する防災教育

学校教育においては、幼児・児童生徒の発達段階に応じ災害発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。このため、市は、保育所、小学校及び中学校など幼児・児童生徒の発達段階に応じ、安全教育の一環としてホームルーム、学校行事や野外授業を通じ災害時の対応などの理解を深めるよう指導するものとする。

また、市は、私立幼稚園、保育園、認定こども園及び専修学校等に対しても、これに準じて教育を行うよう指導するものとする。

(2) 教職員に対する防災教育

学校等は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に措置がされるよう情報伝達、幼児・児童生徒の避難・誘導など災害時の対応要領等を作成し、周知、徹底するものとする。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する施設の監督機関は、防火管理者、危険物保安統括管理者等の防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に発災時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るものとする。

また、その他一般企業の管理者に対しても、災害時の対応、防災教育について知識の普及に努めるものとする。

教育の方法は、技能講習も含めた講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレットの配布及び現地指導等により行うものとする。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品、あるいは毒物、劇薬等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により住民等に周知し災害発生時に備えるものとする。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、病人、けが人、高齢者、障がい者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な者が多数所在利用していることから、施設の管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには付近住民等からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努めるものとする。

(4) ホテル・旅館等における防災教育

ホテル及び旅館等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施するものとする。

また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示するものとする。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗、レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応が取れるよう避難路等の表示を行うものとする。

7 企業における防災知識の普及

企業は、災害時の企業の果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

8 住民等に対する防災知識の普及

大規模災害の発生時には、救出、救助を始めとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらのすべての面において行政が対応することは極めて困難であり、住民自ら「自分の身は自分で守る」という自助の意識と行動が肝要である。

市は、組織的かつ計画的な防災訓練や災害対応マニュアル等により防災意識の普及を行うものとする。

また、住民等は、これらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えるよう努めなければならない。

(1) 災害危険区域図等の作成、公表

市は、災害による被害を最小限にとどめるため、洪水による浸水実績を図示した浸水実績図、洪水氾濫により浸水する可能性がある区域とその程度を図示した洪水氾濫危険区域図、土砂災害の氾濫（予想）区域を表示した土砂災害危険区域図及び災害が発生した場合の状況を想定して、避難地、避難路の位置、災害時の心得等を具体的に示したハザードマップを作成・公表し、住民等の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図るものとする。

(2) 社会教育における普及・啓発

公民館を始めとする社会教育機関が実施する教室・講座等の社会教育事業の一環として、防災上必要な知識の普及・啓発に努める。

(3) 水防に関する啓発普及活動

水防の意義及び重要性について住民等の理解と関心を高めるとともに、水防に対する住民等の協力を求めるため、水防月間（5月1日～5月31日）において、県その他関係機関とともに各種の行事及び活動を実施する。

(4) 土砂災害防止のための啓発普及活動

土砂災害に関する住民等の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識を普及し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資するため、土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）において、県その他関係機関とともに各種の行事及び活動を実施する。

(5) 林野火災予防のための啓発普及活動

春の火災危険期に、全国山火事予防運動を実施する等林野火災の予防思想の啓発普及を行うとともに、地域住民等の山火事予防に対する意識の啓発を図る。

(6) 災害シーズン前の周知徹底

災害による被害の防止が、各世帯における防災知識の普及徹底によって防止される事項、例えば火災の予防あるいは台風時における家屋の保存方法等について、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯に周知徹底するよう努めるものとする。

9 要配慮者及び保護責任者等を対象とした防災教育

(1) 防災知識の普及

在宅の高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の要配慮者等の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者、保護者（以下「保護責任者」という。）が防災知識を持つとともに、災害時には、地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。このため、市は、要配慮者向けのパンフレット、リーフレット等の発行により防災知識の普及に努めるものとする。

また、保護責任者や地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレット、広報

紙等により普及啓発活動を行うものとする。

(2) 防災学習の推進

市は、要配慮者、保護責任者、施設管理者等に対し防災学習を推進する。

ア 要配慮者及び家族の学習

イ 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）等地域の福祉関係者の学習

ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

エ 外国人受入先（企業、学校、宿泊施設等）の防災学習

10 住民等の災害に対する心得

住民等は、普段から風水害等の災害に対する備えに心掛けるとともに、災害時には、被害を最小限に留めるよう次の事項に心掛けるものとする。

(1) 2～3日分の食料・飲料水の備蓄

(2) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(3) 家庭での予防・安全対策

(4) 警報発表時及び災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習

(5) 災害時の家庭内の連絡方法の事前の取り決め

第6節 防災訓練計画

1 計画の方針

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各防災関係機関及び住民等との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な防災訓練を実施し、その習熟に努めるものとする。

2 計画の体系

市における防災訓練

防災関係機関における防災訓練

学校教育等における防災訓練

事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

3 訓練の種類

- (1) 総合防災訓練
- (2) 非常無線通信訓練
- (3) マニュアル検証型防災訓練

4 防災訓練

市は、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民等の災害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。

(1) 総合防災訓練

市は、各地区別に総合防災訓練を実施するものとする。

この総合防災訓練は、大規模災害発生時における円滑な防災活動を期するため、防災会議等の防災関係機関相互の緊密な連携を構築するとともに、地域住民と防災関係機関との連携や協力体制の強化及び住民等の防災意識の向上を図ることを目的とする。

ア 訓練想定

三条市において大規模な災害が発生したとの想定で行う。

イ 訓練参加機関

三条市、防災関係機関、企業・団体、ボランティア、地域住民等

ウ 主な訓練項目

- ・ 本部等設置訓練
- ・ 情報収集・伝達訓練
- ・ 広報訓練
- ・ 施設火災消火避難訓練
- ・ 避難訓練（災害時要援護者避難訓練を含む。）
- ・ 救急救護訓練
- ・ ライフライン施設等復旧訓練
- ・ 緊急物資輸送訓練
- ・ 非常招集訓練
- ・ 通信訓練
- ・ 初期消火訓練
- ・ 救出訓練
- ・ 避難所設営訓練
- ・ 炊き出し訓練
- ・ 水防訓練
- ・ 交通規制訓練

- ・ 一斉放水訓練
- ・ その他の訓練
- エ 訓練の実施方法
- ・ 自衛隊災害派遣訓練

各防災機関は、合同して、あらかじめ想定した災害に基づき、実働訓練を実施するものとする。

(2) 非常無線通信訓練

災害時に有線通信が不通又は困難な状況になった場合において、防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うことができることを目的に実施する。

(3) マニュアル検証型防災訓練

風水害を想定した三条市災害対応マニュアルに基づく訓練を住民参加の下で行い、マニュアルの実効性を検証するとともに、職員の習熟及び住民等の防災意識の向上を図ることを目的に実施する。

(4) 防災訓練における留意事項

市は、地域における第一次の防災機関として、災害対策活動の円滑を期するため、県に準ずる各種訓練を積極的に実施するものとし、特に次のことに留意するものとする。

- ア 自治会、自主防災組織、消防団などを始めとする地域住民の参加に重点を置くこと。
- イ 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等は、県の参加を求めること。

(5) 防災訓練の評価

市は、防災訓練の評価を集約し、以後の訓練の参考とする。

5 防災関係機関における防災訓練

防災関係機関は、市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれ樹立した防災計画の習熟と点検のため、個別に防災訓練を実施するものとする。

(1) 防災関係機関

- ア 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所及び同三条出張所
- イ 北陸地方整備局新潟国道事務所及び同黒埼維持出張所
- ウ JR東日本新潟支社
- エ 東北電力(株)新潟県中央営業所
- オ NTT東日本新潟支店
- カ 北陸ガス(株)長岡支社
- キ 日本赤十字社新潟県支部三条市地区

(2) 訓練

訓練の種類は、実働訓練又は図上訓練とし、訓練の実施方針は、おおむね新潟県又は三条市総合防災訓練の実施方針に従うものとする。

6 学校教育等における防災訓練

防災訓練に当たっては、学校生活の様々な場面（授業中、昼休み、遠足・修学旅行時など）を想定し実施するとともに、放送設備等の点検も含め実施するものとする。

7 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

事業所、自主防災組織及び住民等の訓練は、それぞれの規模や地域の実情に合わせた訓練を適宜実施するものとし、災害発生時には防災機関に積極的に協力するものとする。

【訓練項目】

- ・ 出火防止訓練
- ・ 初期消火訓練
- ・ 通報連絡訓練
- ・ 応急救出救護訓練
- ・ 避難訓練

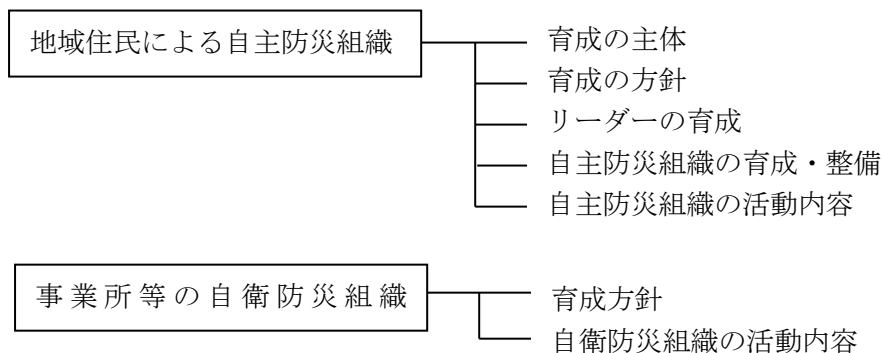
第7節 自主防災組織育成計画

1 計画の方針

災害から住民等の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関の防災対策だけでなく、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。特に、大規模災害時には、道路、橋梁は損壊し、電話、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、防災機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況下での防災対策としては、まず住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、自主的に地域、施設、事業所別の防災組織を結成し、防災関係機関と住民等とが一体となった、より効果的な防災応急対策を推進する必要がある。

このため、防災関係機関は、防災に関する各種の広報や啓発活動を積極的に行い、住民等の防災意識の高揚に努め、また防災組織の育成指導、助言に努めるものとする。

2 計画の体系



3 自主防災組織の現状

本市では、既存の自治会等の自治組織を自主防災組織の主体として位置付けており、まずは自治会活動の一部として防災活動に取り組んでもらうよう、さらには自主防災組織の結成につなげてもらうよう指導している。そのため、自治会組織と自主防災組織が明確に区別されて組織されていない。

なお、平成16年の7・13新潟豪雨災害を教訓にして、防災活動に取り組む自治会が着実に増えている。

4 地域住民による自主防災組織

(1) 育成の主体

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織の育成主体として位置付けられている。このことから、市においては、自治会等に対する指導、助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努めるものとする。

(2) 育成の方針

市内全域に整備を推進し、市は既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進するものとする。

ア 自治会活動に防災活動を組み入れる。

イ 婦人団体、ボランティア団体等、地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。

ウ 各種防火団体、防犯団体の活動に防災活動を組み入れる。

エ 災害危険度の高い次のような地区に重点を置き、推進を図るものとする。(資料編「3 危険区域に関する資料」参照)

(ア) 木造家屋の密集地域

(イ) 土砂災害危険地域

(ウ) 雪崩発生危険箇所の多い地域

(エ) 道路事情等により消防活動が困難であることが予想される地域

(3) リーダーの育成

自主防災組織の組織化、強化を図るため、市は、組織の中核的存在となるリーダーの育成に努めるものとする。

(4) 自主防災組織の育成・整備

市は、県の協力を得るなどして、育成整備活動を積極的に推進するものとし、パンフレットの作成配布やリーダー研修会の開催等を実施するものとする。

また、市は、防災資機材等の整備を図るための支援等を行い、自主防災組織の充実に努めるものとする。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、市、防災関係機関及びその区域内の事業所等の自衛防災組織と日常からの連携を密にし、災害時は、市の活動だけでは対応が困難であるため、まず人命の安全確保を最優先に考えながら、災害情報の通報、介護等を必要とする災害時要援護者の把握、生活物資の配給の手配等について、きめ細かな連絡体制と対応に努めるものとする。

以上の点を踏まえた自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりとする。

ア 平常時の活動

(ア) 情報の収集伝達体制の整備

(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

特に高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を、日ごろの防災訓練や防災の研修会等で、地域住民に十分認識させる。

また、消防団や消防のOBなどの防災経験者、無線通信関係者、特殊技術習得者（医療機関を含む。）等の人材を活用して、組織の中核への実践的な研修を実施するものとする。

(ウ) 火気使用設備器具等の使用方法の習熟、点検

(エ) 防災資機材等の備蓄、使用方法の習熟、点検

(オ) 地域内の危険箇所の点検、把握

コミュニティ（住区）レベルで災害の危険性を把握し、よりきめ細かな防災対策を行ったり、地域住民の防災活動の活性化を促すため、自主防災組織において、地域の災害危険性を主な資料とした地区別防災カルテを作成するものとする。

なお、地区別防災カルテは、次の資料を盛り込むものとする。

a 住区の概況

b 地区の面積、人口、世帯数の推移と現況

c 土地利用

d 道路、建物、空地の状況

e 消防施設や消防組織の状況

f 病院、診療所や公民館、学校等の防災関連施設の状況

g 災害時に住民等がとるべき行動

(カ) 災害時要援護者に係る情報収集・共有

(キ) 防災計画の作成

イ 災害時の活動

(ア) 出火防止、初期消火の実施

- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集及び伝達（人命にかかわる要救出現場箇所を最優先とする。）
 - (ウ) 被災者の救出、救護の実施及び協力
 - (エ) 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示（緊急）の情報伝達
 - (オ) 地域住民に対する避難誘導
 - (カ) 災害時要援護者の避難支援
 - (キ) 給食、給水及び救助物資等の配分
- ウ 災害が収まった後の活動
- (ア) 情報の収集及び伝達（市及びテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関からの情報の積極的な収集や、応急掲示板作製等の様々な工夫を行いながら、地域住民への正確な情報の伝達に努める。また、地域内の避難所等の状況を把握し、市に対する報告や進言を積極的に行う。）
 - (イ) 市やボランティア団体等との連携による避難所の管理運営
 - (ウ) 避難所や被災住民への給食、給水及び救助物資等の配分

5 事業所等の自衛防災組織

(1) 育成の方針

消防法により消防計画の作成、自衛消防組織の設置が義務付けられている施設はもとより、設置義務のない施設についても、施設及び周辺地域の被害軽減のため、できるだけ自衛消防組織の設置を推進するなど消防機関は、防災に関する体制強化を進めるものとする。

(2) 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織の行うべき事項は、次のとおりとする。

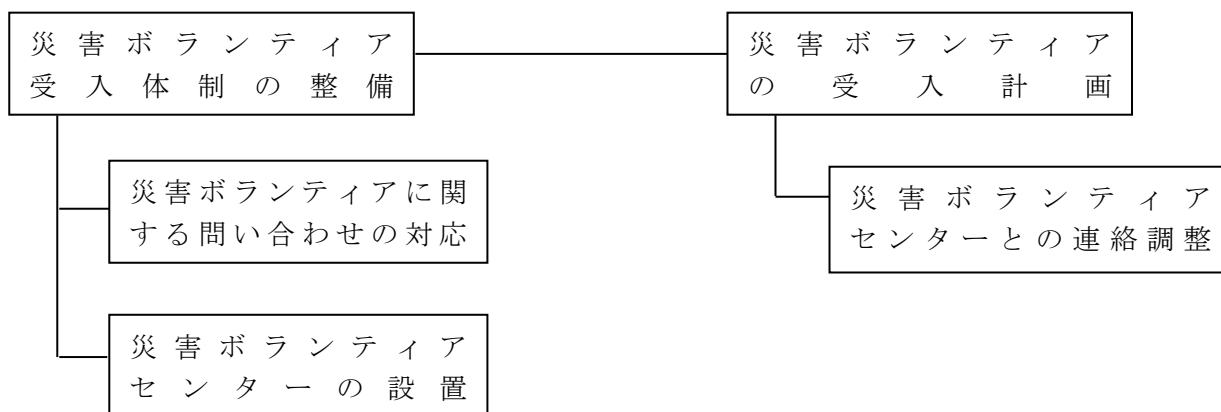
- ア 防災訓練、消防用設備等の維持管理
- イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置
- ウ 防災要員の配備
- エ 応急救出、救護訓練

第8節 ボランティアの受入計画

1 計画の方針

平成16年の7・13新潟豪雨災害での復旧活動等において、大きな役割を果たした災害ボランティア活動に関する様々な教訓を踏まえ、災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ、組織的な活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの受入れ等に関する関係機関の支援・協力体制について定める。

2 計画の体系



3 災害ボランティア受入体制の整備

(1) 災害ボランティアに関する問い合わせの対応

災害ボランティアセンター設置前にボランティアに関する問い合わせ等があった場合は、(ボランティア連絡票に) 必要事項を聞き取りし、センター設置後に連絡する。

(2) 災害ボランティアセンターの設置場所

災害ボランティアセンターは、総合福祉センター(嵐南地区)に設置する。また、被災地域等を考慮し、必要に応じて嵐北地区、栄地区、下田地区等にサテライトセンターを設置する。

(3) 災害ボランティアセンターの設置

ア 市は、災害ボランティアセンターの設置について、社会福祉協議会ほか関係団体と次の事項について協議を行う。

- (ア) 災害ボランティアセンターの設置場所
- (イ) 災害ボランティアセンターの設置時期及び期間
- (ウ) 災害ボランティアセンターの組織及び人数
- (エ) 災害ボランティアセンター参加団体の役割分担
- (オ) 災害ボランティアセンターの運営資金
- (カ) 災害ボランティアセンターへの活動資機材の調達方法
- (キ) その他災害ボランティアセンターの設置、運営に必要な事項

イ 市は、災害ボランティアセンターに関する情報の提供を積極的に行う。

- (ア) 災害ボランティアセンター設置について、災害対策本部及び災害対策支部に連絡するとともに関係機関、マスコミ等へ周知する。
- (イ) 市のホームページの到着情報にリンクを張り、災害ボランティアセンターの開設を周知する。

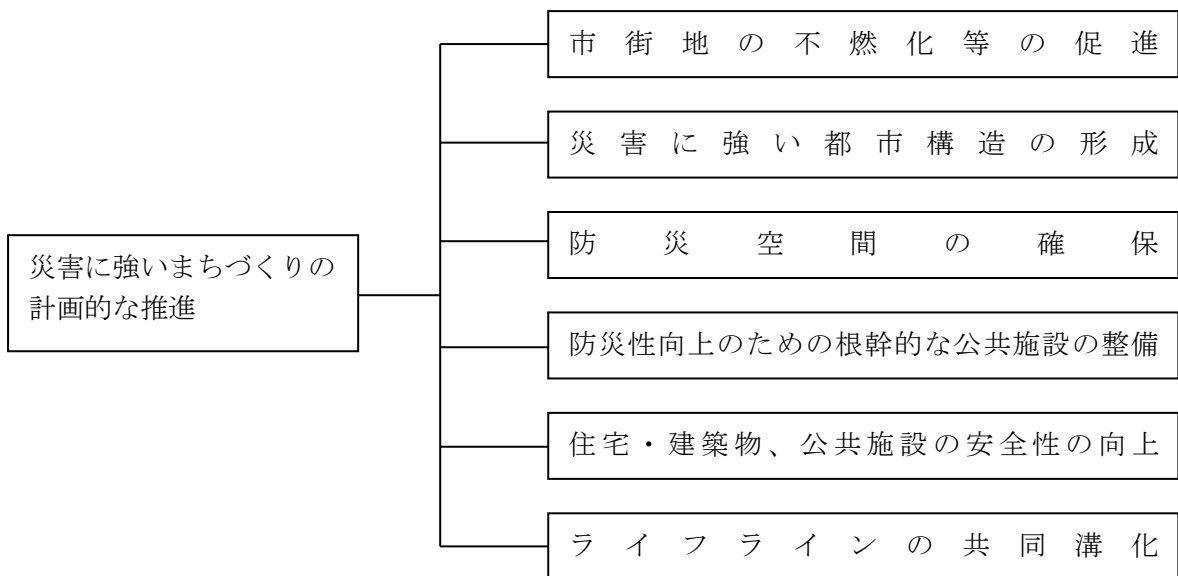
第9節 防災都市計画

1 計画の方針

経済活動の展開に伴い市街地の拡大や都市活動の多様化に対して災害による被害の広域化が進む傾向の中で、本市における災害に強いまちづくりを総合的に展開するため、都市構造そのものの防災性を高め、都市の不燃化を進めて行くことが基本である。

そのためには、道路・公園等の公共施設整備はもとより、木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消など、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を総合的な施策の中で展開していかなければならない。

2 計画の体系



3 災害に強いまちづくりの計画的な推進

(1) 基本的な考え方

災害に強いまちづくりを進める際に防災上、安全な空間づくりや安全性の高い安らぎのあるまちづくりの推進が大切であり、これらのまちづくりを推進する上では、緊急性・重要性の高いものから重点的に実施して都市全体の安全性を高めることが重要である。

(2) 都市計画マスタープランにおける防災まちづくりの方針

防災に対するまちづくりの方針を都市計画マスタープランに位置付けることにより、災害に強い安全性の高いまちづくりに努めるものとする。

4 市街地の不燃化等の促進

既存市街地を中心とした木造密集地域の延焼防止のため、商業地域等で建ぺい率、容積率の高い地域について、準防火地域の指定をすることにより耐火性の高い建築物を誘導して都市の不燃化等のための市街地整備を促進し、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法等から大規模建築物、特殊建築物の安全性を高めるための措置を図るものとする。

また、市は、伝統的に木造建築物で市街地が形成され、災害等による火災の被害が生じるおそれが極めて大きいことから、市街地の延焼拡大を未然に防止するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき次のとおり準防火地域を定めている。

今後は、避難所周辺及び幹線道路沿道において準防火地域等の検討を行い、地域指定の適正化を図るものとする。

区 域 名	準 防 火 地 域	
	面 積 (ha)	最 終 指 定 年 月 日
三条都市計画	371	平成29年12月19日

5 災害に強い都市構造の形成

市街地を中心とした地域における火災等の災害に対して、市街地の面的整備や公共施設等の空間整備及び浸水対策などを推進して、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災性の強化

既存市街地や新市街地において、都市計画道路や公園及び区画道路等の公共施設整備を推進し、不燃空間の確保や無秩序な市街化の防止を図るものとする。

(2) 都市計画の地域指定による災害に強いまちづくり

準防火地域指定による耐火性の高い建築物の誘導や用途地域の用途純化による災害の拡大防止や地区計画指定による適正な道路等の配置計画に基づいた災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(3) 浸水対策の推進

五十嵐川、刈谷田川、信濃川等の河川改修事業を推進するとともに、公共下水道や排水路等の整備を促進し、浸水被害の防止に努めるものとする。

6 防災空間の確保

災害時の安全確保のため、建築物の不燃化とともに、道路、公園、広場、緑地等の防災空間の確保を図る必要がある。特に、公園は避難場所として利用され、また、救援活動の拠点としての役割も重要である。

今後は、環境保全、レクリエーション、防災の三つの観点から系統的に公園緑地の配置計画を定め、必要に応じて都市計画施設として位置付けて事業推進に努めるものとする。

(1) 都市公園の整備

都市公園が、良好な都市環境の形成、スポーツ、レクリエーション等の機能とともに、災害時における避難場所や延焼防止のオープンスペースとして防災上果たす役割は大きい。このため、災害に強いまちづくりの一環として、市街地の都市公園を積極的に整備し、安全性の向上に努めるものとする。

(2) 緑化計画

街路樹及び緑道は、その防風効果、遮断効果等により火災発生時の延焼防止に大きな役割を果たすので、植樹帯を備えた道路の整備を行い、既存の道路についても可能な限り積極的に街路樹を植栽するとともに、緑道についても整備の推進に努めるものとする。

7 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

市街地では、災害発生時において安全な避難、円滑な救急・消防活動など必要な機能が確保できるような避難路や防災活動拠点等の整備が重要である。

(1) 災害時の緊急活動を支える幹線道路整備

ア 緊急輸送ネットワークの整備

災害時の緊急支援物資の輸送、救急・消防活動の円滑な実施を確保するための防災上の都市計画道路を中心とした緊急輸送ネットワークの整備を関係機関と協力して推進する。

イ 避難路ネットワークの整備

災害時の地域住民の円滑な避難を確保するための避難路ネットワークの計画的整備の推進を行うこととする。

ウ 延焼防止や安全な避難路確保の観点に配慮した道路の整備

道路の整備に当たり、延焼防止や安全な避難路確保等の道路のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努めるものとする。

(2) 防災公園の整備

食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害対策施設を備え、一時避難地や広域避難地となる公園（防災公園）を借地方式や面的整備事業の活用など多様な整備手法も活用しつつ、関係機関と連携を図りながら整備について検討するものとする。

8 住宅・建築物、公共施設の安全性の向上

住宅・建築物の内容については、維持管理の徹底を図り、安全性の向上に努めるものとする。

また、道路や河川等の公共施設については、耐震基準を踏まえて事前に点検し、必要に応じて安全性向上のための対策を実施するものとする。

9 ライフラインの共同溝化

都市計画道路等を利用してライフライン共同収容施設（電線共同溝等）の整備に努めるものとする。

第10節 地盤災害予防計画

地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の土砂災害を主とした地盤災害を防止するため、市及び県が中心となってこれら危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒・避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所周辺住宅の移転等の総合的対策を講ずることによって、その効果を期すべきものとし、地盤災害の危険箇所に対する当面の災害予防措置は、次のとおりとする。

1 危険箇所の調査及び区域指定の促進

市は、地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等により人家、公共施設に被害を及ぼすおそれのある危険箇所について、県や関係機関の協力を得て調査を行い、危険度の高いところから法令に基づく区域指定を促進するものとする。

危険箇所は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり、もろくなったりしている場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とは言えない。特に、長雨の続くときは土砂災害が頻発した事例が多いため、市及び県等関係機関は監視を強めるものとする。

2 危険箇所の周知

市及び県は、土砂災害から人命及び財産を保護する目的で、関係住民等に周知するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 県は、区域指定した区域について公表するとともに、危険箇所に関する図書を市に提供するものとし、また、現地に標示板等を設置するものとする。
- (2) 市は、三条市地域防災計画に危険箇所を明記するとともに、危険箇所に関する情報を関係住民等に周知するよう努めるものとする。

また、指定区域以外の危険箇所について、必要に応じ現地に標示板を設置するよう努めるものとする。

3 警戒体制の確立

市は、危険区域に対する現状観測、防止施設の管理、パトロールなどを県と連携して実施するとともに、異常降雨等により地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の兆候が見受けられるときは、災害の発生に備えて危険箇所の巡視警戒を行うものとし、危険箇所ごとに消防団員その他の警戒要員を配置するものとする。

4 避難体制の確立

市長は、巡視警戒において危険な状況が発見されたとき又は予測されるときは、その状況に応じて、地盤災害等によって直接被害を受けるおそれのある住民等に対し、避難の指示又は勧告を行うなど、生命又は身体を災害から保護するための避難措置を講ずるものとする。

5 災害防止施設の整備

市及び県は、調査の結果判明した危険箇所について施設整備計画を策定し、人家及び公共施設の多い重要箇所から逐次防止工事を行い、土砂災害の防止及び軽減に努めるとともに、災害が発生した場合に備え、必要な資器材の整備・備蓄に努めるものとする。

6 住宅等の安全立地

(1) 安全立地のための指導

ア 市は、住宅等に係る確認申請があった際に、当該建築物が災害危険区域等における建築物に該当するかを確認し、該当するときには申請者に知らせるとともに、必要な対策を講じるよう申請者及び設計者を指導するものとする。

イ 住宅開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は、開発計画には含めないようにする。

(2) 住宅等の移転の促進

市及び県は、危険箇所における災害予防及び住居移転等の必要性について普及啓発に努めるとともに、防災対策事業又は危険住居の移転事業を推進するものとする。

7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定に努める。

市は、指定された土砂災害警戒区域において、土砂災害危険箇所等について行う住民等の安全確保対策を講じるよう努めるものとする。

(1) 土砂災害警戒区域における対策

ア 知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

イ 市が行う警戒区域ごとの情報伝達、予警報の発令と伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項は、次のとおりとする。

(ア) 警戒体制については、三条市水害対応マニュアルに定める基準に基づき災害警戒支部を設置し、消防機関等と連携を取りながら警戒に当たり、情報の収集に努めるものとする。

(イ) 情報伝達、避難、救助等については、第4章第5節広報計画、第6節避難及び避難所計画、第12節救急救助活動計画等によるものとする。

(ウ) 区域内に要配慮者関連施設がある場合は、その利用者にも同様の措置を講ずるものとする。

ウ 市は、土砂災害ハザードマップを配布し、円滑な警戒避難の実施に必要な情報を住民等に周知するよう努めるものとする。

(2) 土砂災害特別警戒区域における対策

知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、次の措置を講ずる。

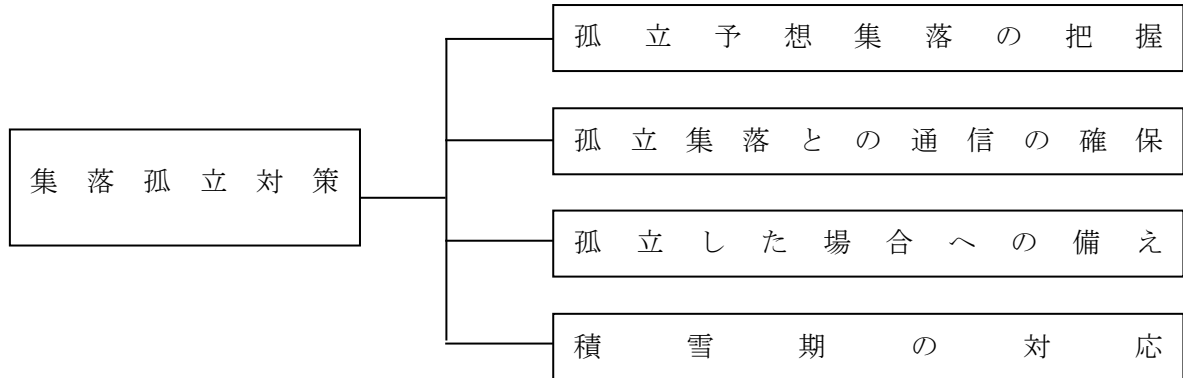
- ・ 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ・ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ・ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ・ 勧告による移転者への融資、資金の確保

第 1 1 節 集落孤立対策計画

1 計画の方針

中山間地域など、土砂崩れによる交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備の整備や住民組織による災害対応活動が実施できるようその体制整備を行う。

2 計画の体系



3 孤立が予想される集落の把握

- (1) 市は、県と連携し、迂回路のない集落について、周辺の集落、避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握するものとする。
- (2) 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所については、資料編「3 危険区域に関する資料」のとおりとする。

4 孤立集落との通信の確保

市は、次の方法により、孤立集落との通信を確保する。

- (1) デジタル式同報系防災行政無線の双方向性の通信を活用し、集落内に設置した屋外スピーカに付属する通話装置により、孤立集落と三条庁舎及び消防本部との通話を行う。
- (2) 移動系の消防無線を活用し、集落内の消防団に配備した無線機により、孤立集落と消防本部との通話を行う。

5 孤立した場合への備え

(1) 住民の役割

孤立が予想される集落の住民は、自ら孤立に備えて食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄するとともに、自主防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(2) 地域の役割

災害発生時には、住民の安否確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行う必要があることから、住民組織による体制整備を図るとともに、防災訓練等を実施するよう努めるものとする。

(3) 企業・事業所の役割

孤立が予想される集落の企業・事業所は、あらかじめ住民組織と協議し、災害時において、施設

や資機材を地域に提供するなどの協力を行うよう努めるものとする。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受け入れ先を確保するものとする。

6 積雪期の対応

(1) 市は、雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、避難所予定施設の収容人員、暖房や調理用の熱源・燃料の確保に特に配慮するものとする。

(2) 市は、積雪期のヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について、県等と協議し、必要に応じて訓練を実施するものとする。

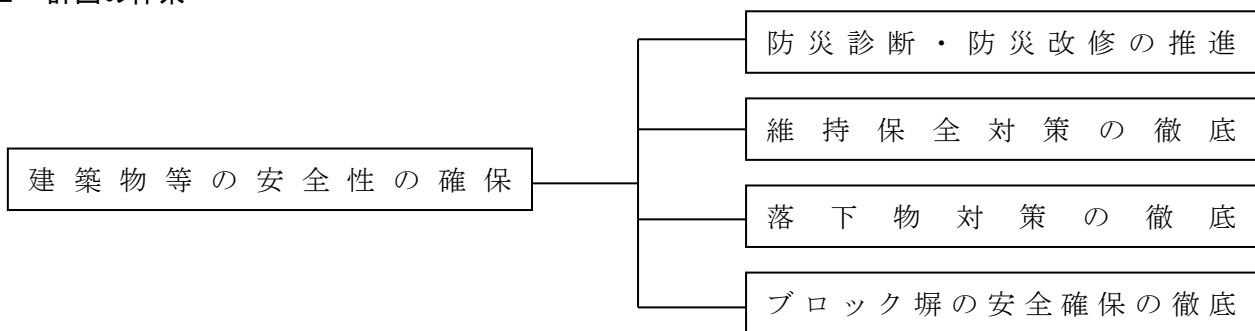
第 1 2 節 建築物等災害予防計画

1 計画の方針

強風、豪雨、豪雪、出火等の直接的原因によって、建築物等に甚大な被害が発生した場合、住民等の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。これらの被害を最小限に抑えることが防災上、非常に重要となっている。そのため、建築物等に構造上の安全性、防火性、耐久性、耐候性、使用上の安全性、避難上の安全性及び良好な環境衛生条件等の確保に努めるものとする。

また、その対策として、適切な安全性能を備えた建築物の供給及びそのための基準等の整備、適切な維持保全の徹底及び既存建築物の防災性能の向上を図っていくものとする。

2 計画の体系



3 防災診断・防災改修の推進

火災時における火炎及び煙から人命を保護するために、防火・避難対策を推進するものとする。特に、不特定多数の人が利用する建築物（集会場・物品販売店舗等）、中小雑居ビル等については、定期報告、査察及び消防機関との連携などにより、防災診断、改修の推進の計画的な指導、啓発に努めるものとする。

4 維持保全対策の徹底

建築物の機能、性能を一定水準以上に保持することにより、建築物等災害の防止に努めるものとする。

また、安全性確保のため防火管理、避難誘導體制の確立、防火設備等の日常点検の励行について啓発、指導を行うものとする。

5 落下物対策の徹底

窓ガラスや看板等の落下物により、通行人等に被害を及ぼすおそれのある建築物について、査察、実態調査等を実施し、建築物の管理者に安全確保について啓発、指導を行うものとする。

6 ブロック塀の安全確保の徹底

通学路、避難路及び避難場所のブロック塀の倒壊等を防止するため、ブロック塀の所有者に対し、安全確保について啓発、指導を行うものとする。

7 その他

老朽建築物対策、木造密集地域の改善の推進を図るものとする。

第 1 3 節 公共土木施設等災害予防計画

1 計画の方針

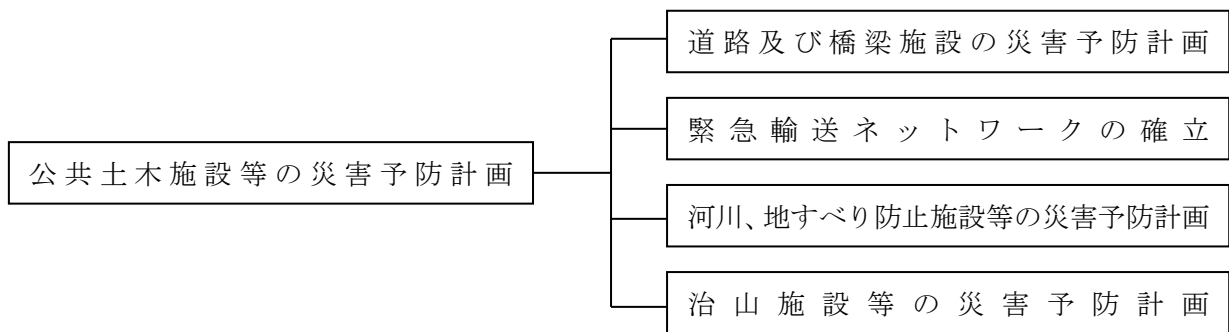
道路、河川等の公共土木施設は、平時はもとより災害発生時等の非常時での応急復旧対策活動において重要な役割を果たすものである。

したがって、これらの公共施設について、被災後直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事前の予防措置を講じておくことが重要である。

道路及び橋梁施設等の輸送施設においては、各施設を管理する関係機関や施設占有者は、応急復旧対策活動の円滑な実施を図るため、相互に協力体制、情報・連絡系統を確立するとともに、災害時における緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。

河川、地すべり防止施設等は、風水害における災害を防御するための重要な施設であり、各施設の管理者は、災害発生による施設被害を最小限にとどめるため、平時から施設の構造強化による災害予防対策と災害発生時に備えて総合的な防災体制の整備を推進する必要がある。

2 計画の体系



3 対策事業計画の現状

(1) 河川改修事業

平成 23 年の 7 月新潟福島豪雨災害により、一級河川信濃川については、国土交通省が平成 23 年度から災害復旧事業を実施し、一級河川五十嵐川などについては、新潟県が平成 23 年度から平成 29 年度までにかけて、堤防のかさ上げなどの河道改修、および遊水地の設置など実施している。

布施谷川は、広域基幹河川改修事業として JR 信越線上流部分の改修を実施中である。(資料編「17-1 河川改修事業」参照)

(2) 地すべり災害防止対策事業

本市の地すべり危険箇所は 14 か所である。このうち林野庁所管の下保内地区ほか 5 地区と、国土交通省所管の矢田地区、北五百川地区及び吉ヶ平地区については着手しているが、その他の地区は未着手である。(資料編「3-3 地すべり危険箇所」参照)

(3) 土石流災害防止対策事業

土石流発生危険渓流は、117 渓流の箇所付けをしている。(資料編「3-4 土石流発生危険渓流」参照)

平成 23 年 7 月豪雨で被災の牛野尾地区ほか 6 か所を新潟県により対策事業を実施している。

(4) 急傾斜地崩壊災害防止対策事業

急傾斜地崩壊危険箇所は 167 か所である。そのうち 14 か所が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）の指定を受け、現在概成している。(資料編「3-2 急傾斜

地崩壊危険箇所」、「17-2 山地災害防止対策事業」参照)

平成23年7月豪雨で被災の10か所について新潟県、三条市で対策事業を実施している。

(5) 山地災害防止対策事業

山地に起因する災害危険箇所は、山腹崩壊危険箇所が54か所、崩壊土砂流出危険箇所が66か所の計120か所である。(資料編「3-1 山地に起因する災害危険箇所」参照)

4 対策事業の基本方針

(1) 河川改修事業

ア 信濃川は、河道掘削による流下能力の拡大を図るものとする。

イ 布施谷川は、現在進められている広域基幹河川改修事業の早期完了を推進するものとする。

ウ 新通川、島田川及び間野川については、総合的な治水対策を進めていくものとする。

(2) 地すべり災害防止対策事業

現在未着手の危険箇所については、危険度が高く、防災上効果の大きい箇所からの早期着工を促進するものとする。

(3) 土石流災害防止対策事業

土石流発生危険渓流については、砂防区域等の指定を促進し、今後も指定箇所を含め、防止対策工事の促進に努めるものとする。

(4) 急傾斜地崩壊災害防止対策事業

現在未着手の危険箇所についても区域指定の促進を図り、本事業又は治山事業等により災害防止に努めるものとする。

(5) 山地災害防止対策事業

現在未着手の危険箇所については、危険度の高い箇所から治山事業の早期着工を推進するものとする。

5 公共土木施設等の災害予防計画

公共土木施設等の管理者は、災害予防対策に当たり、建築物、土木構造物防災関係施設などの構造耐力を確保する必要がある、国が示す施設等設計指針に基づき、公共施設の整備を推進するものとする。

6 道路及び橋梁施設の災害予防計画

(1) 高速道路

東日本高速道路(株)は、施設の日常点検等を実施し、必要な改修、補修等の災害予防措置を講ずる。

また、災害発生時における道路利用者の安全及び適正な利用についての道路情報を提供し、広報に努める。

(2) 国道及び県道

災害時における道路機能確保のため、各道路管理者において土砂崩壊、落石等の危険箇所の調査を実施し、必要な箇所については、法面保護や落石防止などの対策工事を実施するよう努めるものとする。

また、所管する橋梁についても、補修等対策工事を推進するよう努めるものとする。

(3) 市道

市道は、地域の生活道路であると同時に、国・県道等の幹線道路を補完するものであるが、施設としては、地形条件や老朽化により、もろく弱い区間が多く、災害による被害は多岐にわたることが予想される。したがって、幹線市道等の重要路線を最優先に、国・県に準じた点検・調査を実施し、必要な対策を講ずるものとする。

また、所管する橋梁についても、補修等対策工事を推進するよう努めるものとする。

(4) 基幹農道及び主要林道

基幹的な農道及び主要林道については、農業、林業用ばかりでなく、地域の生活道路として使用されているが、その一部は河川との隣接や軟弱地盤地帯又は地すべり地帯に位置するため、災害時には道路施設の破壊が予想される。したがって、市及び土地改良区等は、それぞれが管理している農道林道について、災害による法面崩壊、路体崩壊、路盤洗堀、落石等の防止を図るため、補強、改良、維持管理を実施し、施設の安全性を高めるものとする。

(5) 道路付帯施設

災害の発生により交通安全施設（信号、照明、ガードレールなど）の倒壊、損傷が予想されるため、老朽施設については、各管理者において計画的に更新、補強等を実施するものとする。

また、主要交差点信号機の減灯、倒壊に対処するため、県等の関係機関は、非常用電源付加装置の設置促進に努めるものとする。

7 緊急輸送ネットワークの確立

市は、国・県と協力し、災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防本部等）、輸送施設（道路、橋梁、鉄道及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）、緊急物資集積拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。（資料編「9-1 緊急輸送道路ネットワーク計画図」参照）

このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに相互の連絡体制を確立しておくものとする。

緊急輸送ネットワークに指定する道路の基準は、次のとおりとする。

- (1) 高速道路を基幹にこれとアクセスする主要国道を主体とし、防災活動拠点輸送施設、輸送拠点、緊急物資集積拠点を縦横に結ぶ国道・県道・市道で構成される道路網
- (2) 隣接市町村との接続道路
- (3) 病院、避難場所等公共施設と上記(1)の道路を結ぶ道路

8 河川、地すべり防止施設等の災害予防計画

(1) 河川

災害による河川の被害は、河川堤防の亀裂、沈下、法面のはらみ、崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸、水門、樋門、橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。

河川管理者は、国に準じた点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮して構造耐力補強に努める。

また、橋梁、排水機場、水門等の河川構造物についても検討を行い、構造耐力補強に努めるものとする。

なお、国・県等の関係機関は、河川・ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、的確な情報の収集を行い、増水に迅速に対応できるような体制整備を行うとともに、災害発生後は、河川敷道路、避難場所、ライフライン等の河川区域使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を定めておくものとする。

(2) 河川関連施設

河川関連施設には、取・排水施設の樋門、頭首工等が設置されており、上水道、農業用水の取得から下水道や生活排水まで行われており、災害の影響による取・排水の不能は直接市民生活に重大な影響を与えることとなるため、構造耐力が不十分な施設については、改修時に河川管理施設等構造令及び河川砂防技術基準（案）に基づきその向上を図るものとする。

(3) ため池施設

農業用ため池については、災害による堤体の崩壊や取水施設等の破損、損壊等により増水の危険性が高い。したがって、ため池施設管理者は、老朽化の甚だしいもの、構造等に不安のあるものについては、定期的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努めるものとする。

(4) 地すべり防止施設

地すべり防止工事については、緊急度の高い危険箇所から順次整備することとし、当面は表面水、浸透水、地下水の排除や抑止杭等により防止工事を進めるものとする。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに防止施設の点検を定期的実施するものとする。

(5) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地危険箇所については、工事の着手率が低く未整備箇所の整備が必要となっている。このため、市及び関係機関は危険度の高い箇所から重点的に整備を推進するものとする。

(6) 砂防施設

砂防ダム施設管理者は、現行の設計基準を満たしていない老朽化した砂防ダムについて、堤体腹付補強、グラウト補強等を県に要請する。

9 治山施設等の災害予防計画

市は、次により山地、治山の災害予防対策を講ずるものとする。

(1) 保安林の指定及び整備

ア 森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

イ 保安林整備計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

三条市の保安林の種類及び面積（平成 21 年 3 月）

保安林の種類	箇所	指定面積 (ha)
土砂流出防備保安林	38	695
土砂崩壊防備保安林	14	16
水源かん養保安林	8	1,729
土砂崩壊防備保安林	8	7

(2) 治山施設の整備

ア 危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業整備計画に積極的に登載し、計画的に要望する。

イ 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し、必要に応じ、保安林地域及び地すべり防止地域内にある施設等については、長岡地域振興局農林振興部と連絡を密にして修繕等を行ってもらふ。また、その他施設については、必要に応じて修繕を行う。

三条市の山地災害危険地区及び治山施設（平成 21 年 3 月）

林野庁所管

施設区分	地区数	施設の整備状況		
		概成(一部共)	工事中	未着手
山腹崩壊危険地区	47	21	1	25

崩壊土砂流出危険地区	50	10	3	37
地すべり危険地区	6	1	5	0
計	103	32	9	62

(3) 林道施設の整備

市は、災害時に孤立のあるおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備する。

(4) 治山防災ヘルパーの養成

山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・支援活動等を行う「治山防災ヘルパー」の養成、登録に努める。

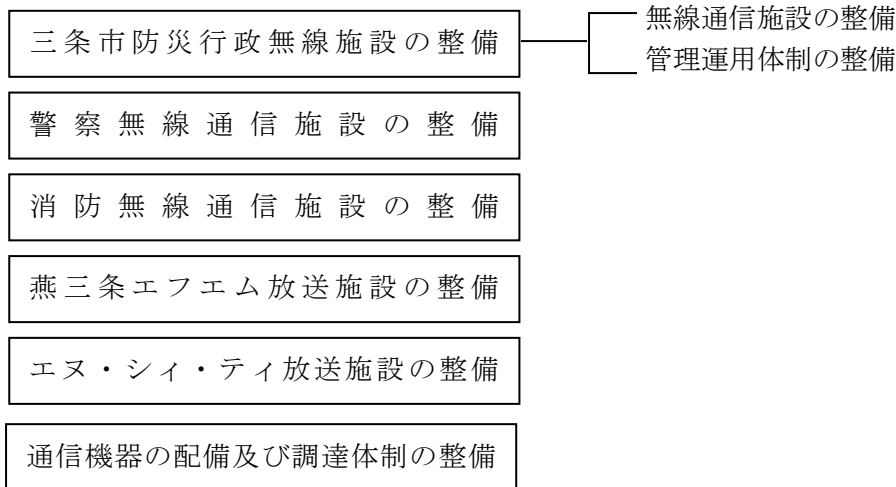
第 1 4 節 防災通信施設災害予防計画

1 計画の方針

災害時の応急対策活動の実施及び被害の軽減を図るためには、防災関係機関、住民等、生活関連機関それぞれの間において、迅速かつ的確な情報の収集、伝達を行うことが重要である。

このため、防災関係機関は、災害時の通信手段の確保のため、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び施設の充実に努めるものとする。

2 計画の体系



3 三条市防災行政無線施設の整備

(1) 無線通信施設の整備

災害時に被害の軽減を図るためには、市から住民等に対して迅速かつ的確な情報の伝達が必要であり、そのための通信施設の整備を行う必要がある。

ア 固定系

地域住民に対する防災情報の伝達の迅速化及び周知徹底のため、同報系防災無線システムを整備しており、このシステムは、モータサイレンを吹鳴し、屋外スピーカ及び戸別受信機から市内一斉に放送できるほか、燕三条エフエム及びエヌ・シィ・ティに緊急割込放送をしたり、気象警報をメール配信したりするなどの機能を有している。今後もより確実な情報伝達のため、機器や機能の充実に努めるものとする。

イ 移動系

現在は、災害対策本部（三条庁舎）と災害現場、災害対策支部、避難所等を結ぶため車載型と携帯型の無線を有しており、今後も機器の充実に努めるものとする。

ウ 地域防災系

市、消防等の防災関係機関と医療機関、学校、電力会社、ガス事業者等の生活関連機関と相互通信を行う地域防災無線の整備についても検討するものとする。

(2) 停電対策

停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進するものとする。

(3) 管理運用体制の整備

非常時の無線運用要員の体制を整備し、定期的な非常通信訓練等の実施により、無線運用の習熟を図る。

4 警察無線通信施設の整備

(1) 停電対策

ア 定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。

イ 商用電源の2ルート化に努める。

(2) 通信の確保

ア 平常時から通信施設の総点検を定期的実施して、機器の万全に努める。

イ 平常時から防災関係機関との連携を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

(3) 通信設備の整備

ア 通信機器の整備に努め、警察活動の効率化を図る。

イ NTT専用回線の2ルート化に努める。

5 消防救急無線通信施設のデジタル無線への移行整備

広域応援体制による救急消防援助隊の防災救急活動を円滑にするため、従来のアナログ消防無線に加え、平成27年4月に消防救急デジタル無線の供用を開始した。

6 燕三条エフエム放送施設の整備

(1) 現況

本市においては、燕三条エフエム放送(株)がラジオを通して地域に密着したきめ細かな情報を住民等に提供している。

また、大きな災害等が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに避難情報、災害情報等を迅速かつ正確に放送ができるよう、電話による緊急割込放送ができる装置を設置するとともに、同報系防災行政無線を通じて放送する避難情報を同時に燕三条エフエムに緊急割込放送ができるシステムも整備している。

(2) 実施計画

災害時における放送の確保は、気象予報の伝達、被害情報、応急対策の実施状況及び住民等のとるべき行動などを迅速に広範囲に伝達することができ、パニックの防止、社会的混乱を最小限に食い止めることにより秩序ある避難活動など応急対策上極めて重要となる。

災害時におけるコミュニティ放送の積極的な活用を図るため、災害発生時の情報連絡体制、速報体制等について検討整備するものとする。

また、燕三条エフエムは、放送の確保のため放送施設の停電・耐震対策を積極的に推進する。

ア 放送設備の停電・耐震対策

イ 消耗品、機材等の常備

ウ 無線中継状態の把握

エ 各防災機関が設備している通信網の把握

7 エヌ・シー・ティ放送設備の整備

市内に大きな災害等が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに避難情報、災害情報等を迅速かつ正確に放送ができるよう、(株)エヌ・シー・ティに緊急割込装置を設置し、ケーブルテレビを通じて避難情報を字幕放送できるシステムを整備している。

また、災害時に本市域に密着した緊急の放送を通じて、迅速に災害及び防災に関する情報を周知することにより被害の軽減を図るため、災害発生時の情報連絡体制、速報体制等についても検討整備するものとする。

8 通信機器の配備及び調達体制の整備

災害時の活動を円滑に行うため、無線機の適正配置及び日常点検の実施に努め、また無線機が不足した場合に備え、消防署、警察署等とあらかじめその貸与について協議するものとする。

さらに、無線機以外にも有効な通信手段となる携帯電話の整備に努めるとともに、FAX、インターネット、アマチュア無線の活用を図るものとする。

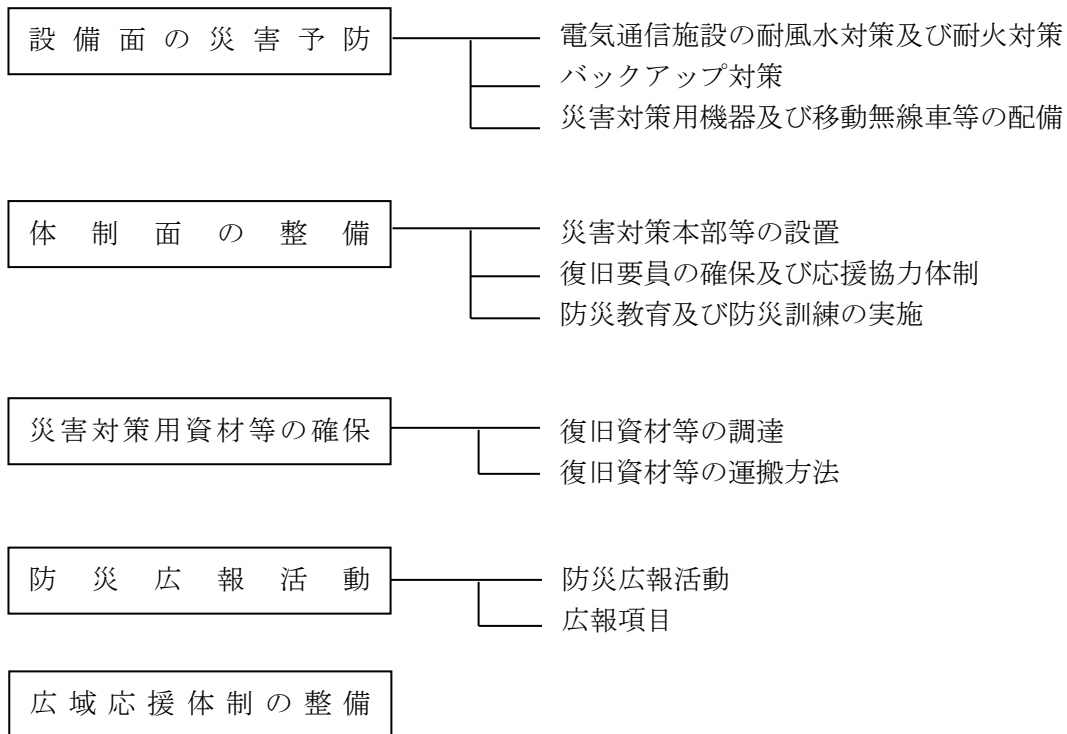
第 15 節 公衆通信施設災害予防計画

1 計画の方針

基本方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）は、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害等の対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう、NTT東日本は、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐風水対策及び耐火対策

ア 通信建物及び電気通信設備等の防風水対策

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、防風水対策及び防潮対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

風水災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

- ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備はおおむね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。
 - イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。
- (3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備
- 主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。
- ア 孤立防止対策用衛星電話
 - イ 可搬型移動無線機
 - ウ 移動電源車及び可搬電源装置
 - エ 応急復旧光ケーブル
 - オ ポータブル衛星車
 - カ その他応急復旧用諸装置

4 体制面の整備

NTT東日本は、日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、風水災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

- ア 情報連絡室の設置
 - イ 支援本部の設置
 - ウ 災害対策本部の設置
- (2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

- ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。
- イ 中央防災会議及び県市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。
- ウ 防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

5 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、NTT東日本は、災害復旧資材等を主要拠点への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、新潟支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

- ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
- イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

6 防災広報活動

災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため、NTT東日本は、関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

- ア 広報車での呼び掛け
- イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じたの広報
- ウ インターネットを通じたの周知

(2) 広報項目

- ア 被害状況
- イ 復旧見込み
- ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知

7 広域応援体制の整備

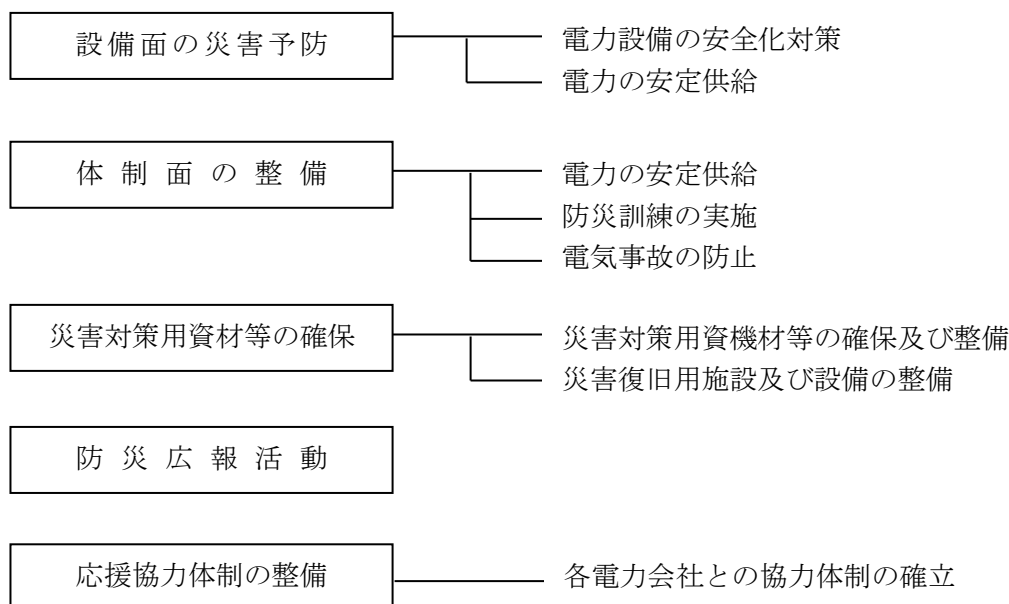
大規模災害が発生した場合は、NTT東日本の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第 16 節 電気施設災害予防計画

1 計画方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、設備ごとに計画設計時において建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を活かし予防対策を講ずる。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社から供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連携して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連携し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線化やグループ化とするなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も二重化を行う。

4 体制面の整備

(1) 電力の安定供給

新潟系統給電指令所、各電力センター制御所及び電力センターにおいて24時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

(2) 防災訓練の実施

災害時を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するた

め年1回以上防災訓練を実施する。

また、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める技術基準及び社内の保安規程に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

5 災害対策用資材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

6 防災広報活動

電力供給機関は、災害発生時における停電による社会不安の除去、公衆感電事故防止のため平常時から防災体制等について広報するとともに、広報活動を速やかに行うため事前に広報例文等を整えておく。

7 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

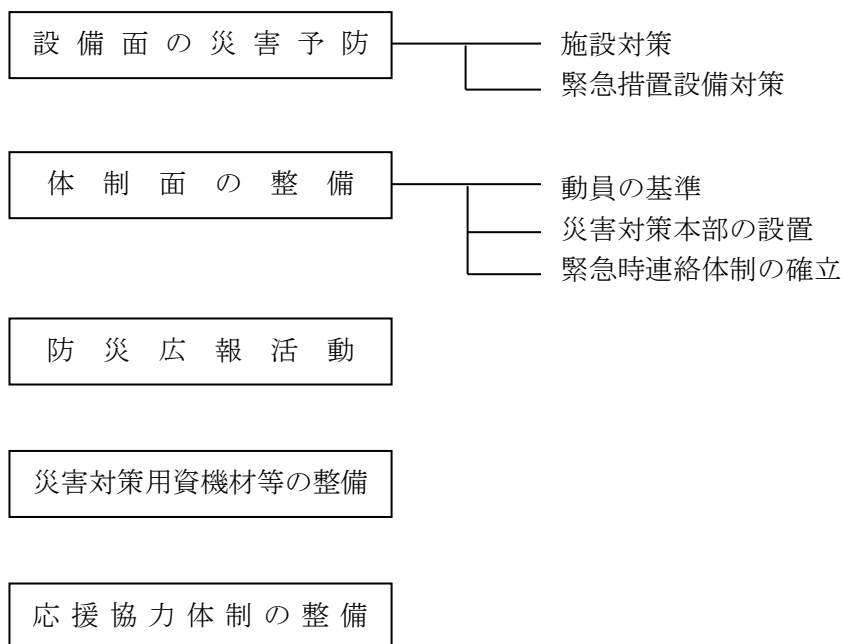
また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

第 17 節 都市ガス施設災害予防計画

1 計画の方針

台風、洪水、火災等の災害による都市ガス施設の被害を最小限にとどめ、ガスによる二次災害を防止し、ガスの安全かつ速やかな復旧を行うことを目的として、都市ガスの施設に応じた適切な対策を講ずる。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

(1) 施設対策

ガス施設の重要度を考慮し、それぞれの施設に応じ合理的で効果的な対策を講ずる。

ア 製造所・供給所の対策

(ア) 建設する施設は、災害を考慮した合理的な設計を行う。

(イ) 既設の施設については、災害による被害の想定を行い、必要に応じて対策を行う。

(ウ) 異常事態等を迅速かつ正確に把握するための情報の収集装置及び緊急措置を行うための遮断装置を設置する。

イ 導管の対策

(ア) 建設する導管は、被害を受けにくい材料、接合方法を用いた合理的な設計を行う。

(イ) 既設の導管については、被害を想定し、導管の重要性に応じた対策を実施する。

(2) 緊急措置設備対策

ガスによる二次災害を防止するため、緊急措置に必要な設備の整備を図るとともに、災害時に速やかで適切な措置が執れるよう平常時から教育・訓練を実施し、運用体制を整備しておく。

ア 製造所・供給所の対策

(ア) 検知・警報（漏えい検知器、火災報知機等）装置を設置する。

(イ) ガス発生設備、ガスホルダー、液化ガス貯槽等は緊急時に備え、緊急停止のための装置を設置する。

(ウ) 防消火設備の整備を図る。

イ 導管の対策

(ア) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。

(イ) 迅速かつ確実に供給停止を行うための緊急遮断装置を整備する。

(ウ) 供給停止地区の圧力を速やかに減圧するため、必要により減圧設備を設置する。

(エ) 需要家での二次災害を防止するため、マイコンメーターの設置を促進する。

4 体制面の整備

(1) 動員の基準

ア 災害発生直後の緊急措置に必要な要員を確保するため、災害発生時の動員基準について定め、あらかじめ関係者に周知しておく。

イ 災害発生直後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ各要員に対し出動する方法及び場所を定めておく。

(2) 災害対策本部の設置

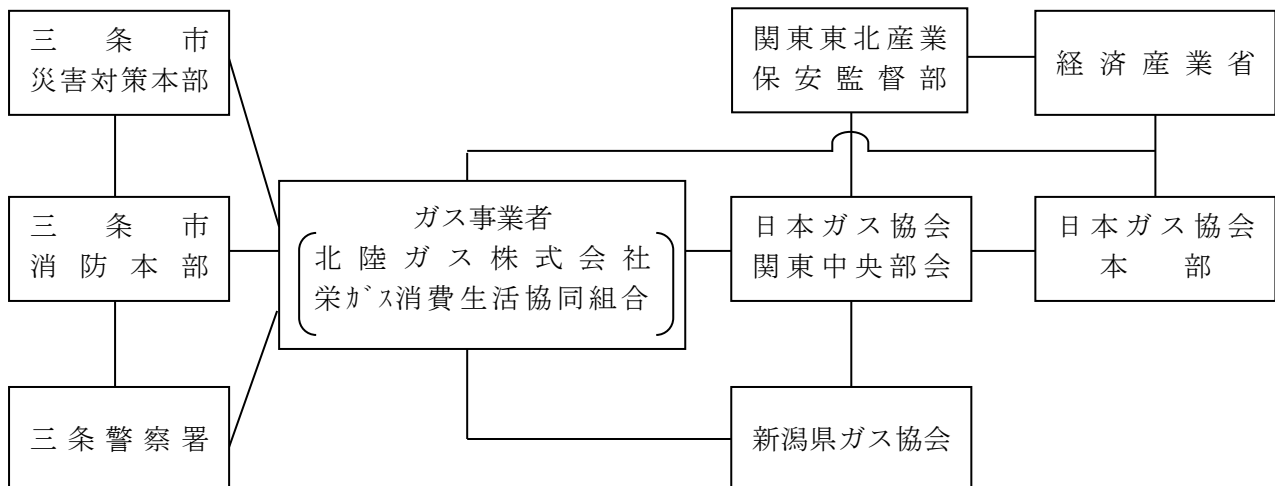
ア 災害対策本部の設置については、あらかじめガス施設及び周辺被害状況等から、その設置基準及び規模を定めておき、災害発生直後、速やかな対応ができるよう体制を整備しておく。

イ 災害対策本部の組織は、災害対策に関する諸規定に基づき、組織及び動員者の役割を明確にしておく。

ウ 災害対策本部として使用する場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう、あらかじめ特定しておくとともに、非常通信設備、ファクシミリ、複写機等の必要な備品及び必要図書、帳簿類を平常時から整備しておく。

(3) 緊急時連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合に、災害対策本部、消防本部、警察署、経済産業省、日本ガス協会及び各関係防災機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。



5 防災広報活動

災害発生時の二次災害防止と効果的な防災対策活動を行うため、平常時、災害発生時、供給停止時等の広報の時期に応じた具体的手段（フロー図、チェックリスト、広報例文等）を準備しておく。

(1) 平常時の広報

平常時から、災害時の二次災害防止のためのPRを実施するとともに、広報活動を円滑に実施するため、需要家を始め報道機関、地方自治体等関係各所との広報ルートを整備しておく。

(2) 災害発生直後の広報

大規模な災害が発生した直後は、需要家はもちろん関係機関の協力のもと、二次災害の防止を図るため、報道機関、広報車等を通じて、需要家に対してガスについての注意事項及び協力のお願いの広報を行う。

(3) ガス供給停止時の広報

大規模な災害により供給が停止した場合、二次災害の防止とともに需要家の不安の解消を目的とした広報活動が必要である。そのため、供給停止地区への広報活動だけでなく、供給継続地区へのガスの安全使用に関する事項についても引き続き適切な広報を行う。

6 災害対策用機材等の整備

(1) 災害発生時の被害を最小限にするための応急措置に必要な機材及び早期復旧に必要な機材を備えておく。

(2) 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段についてあらかじめ調査し、体制を整備する。

7 応援協力体制の整備

(1) 救援措置要領の整備

災害により、広範囲にわたり供給が停止し、大規模な応援が必要となる場合は、日本ガス協会関東中央部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき、当該日本ガス協会地方部会へ救援要請する。

(2) 工事会社への協力要請

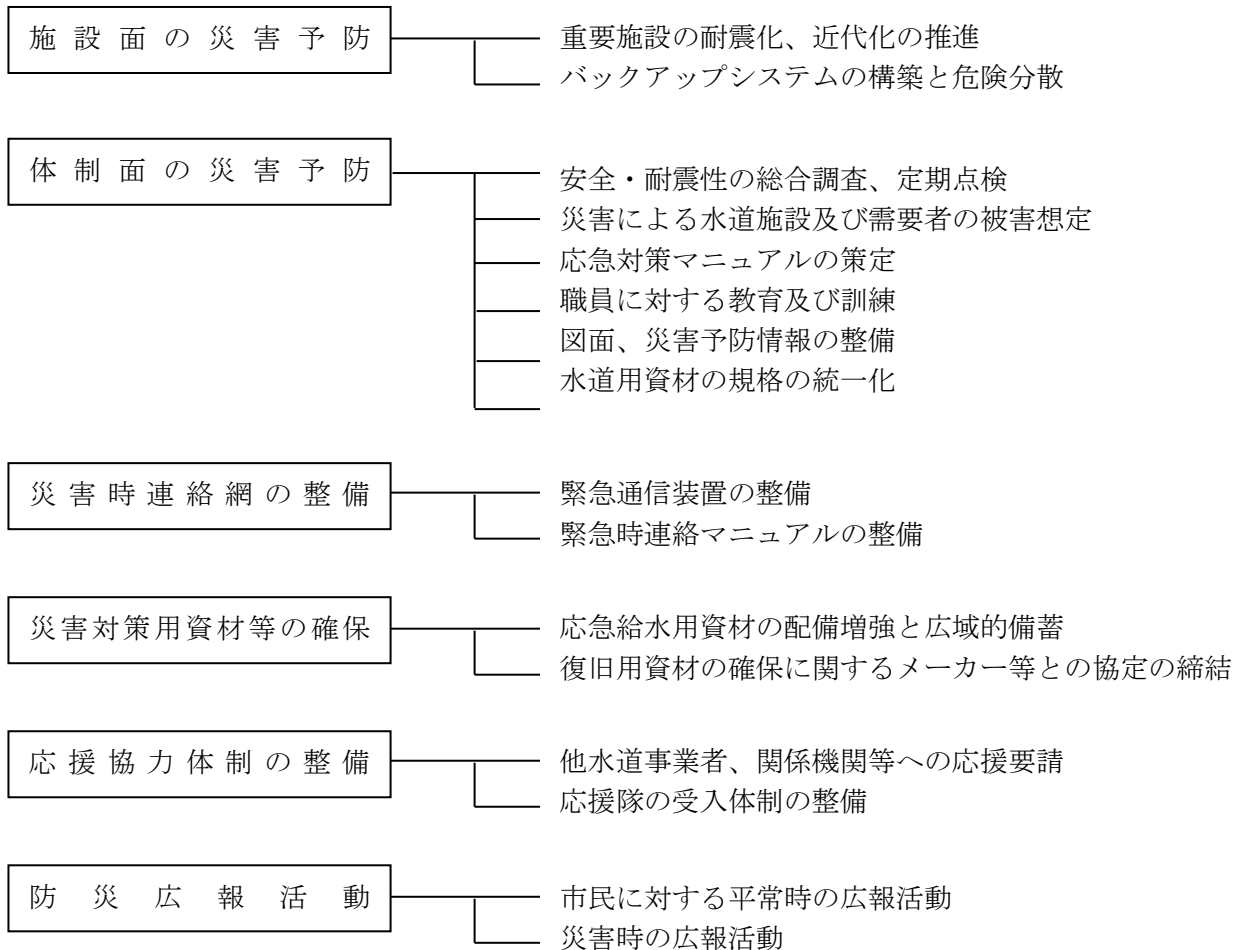
災害時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、機材等を確保するため、工事会社などの関連協力会社と非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

第 18 節 上水道施設災害予防計画

1 計画の方針

大規模な災害の発生に伴う、断水・減水を最小限にとどめるため、市は、施設面及び体制面の災害予防対策を計画的に策定するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において資機材の整備、復旧計画、訓練、広報計画を策定するものとする。

2 計画の体系



3 施設面の災害予防

(1) 重要施設の災害予防、近代化の推進

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲に配置されており、かつ、各施設は、多種多様な構造物、機器により構成されている。災害発生時には、周辺地盤等の崩壊・流出等や停電に伴う減圧及び断水の被害が発生することが考えられる。

このため、市は、災害による断水・減水を最小限にとどめるため、重要施設の災害予防の強化を図るための計画を立案し、施設の新設、改良計画に合わせて、計画的に整備を進めるものとする。

ア 取水・導水施設

水源については、籠場取水口（頭首工を含む。）周辺の状況を把握し、原水の安定取水を図るとともに、地下水等予備水源の確保に努める。

イ 浄水施設

大崎浄水場については、供用開始年代も古く老朽化が進行しており、適宜、機能維持のための補修や改修工事を実施しているところであるが、国登録有形文化財として登録されていることから、今後の保存管理計画や水道施設としての維持管理計画、三条地域水道用水供給企業団からの受水計画等を踏まえつつ、安全・耐震性に関する総合調査等の実施により、老朽度や改善点を把握し、安全度の低い施設の改修や耐震化等を行う必要がある。

- ・ポンプ周りの配管構造物、薬品注入関係の配管設備や安全度の低い施設の改修や耐震化等を図る。
- ・被災時の停電を考慮し自家発電設備の整備を行う。
- ・保有水量を確保するため、配水池下流に緊急遮断弁等を設置する。

ウ 送水、配水施設

送水、配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロック化等を行って、断水区域の縮小に努める。既設管については、漏水防止作業を実施し、老朽管の早期布設替に努める。

また、災害時に備え、基幹配水管からの緊急給水所を確保するとともに、緊急給水貯水槽を整備する必要がある。

【緊急給水所】（拠点給水所）

(ア) 三条地区 12 か所 12 口

大崎浄水場系	2 か所	2 口
三条地域水道用水供給企業団柳沢調整池系	4 か所	4 口
三条地域水道用水供給企業団吉田調整池系	5 か所	5 口
須頃飲料水兼用耐震性貯水槽（100m ³ ）	1 か所	1 口
島田飲料水兼耐震性貯水槽（100m ³ ）	1 か所	1 口

(イ) 栄地区 3 か所 3 口

三条地域水道用水供給企業団吉田調整池系	1 か所	1 口
三条地域水道用水供給企業団吉野屋調整池系	1 か所	1 口
三条地域水道用水供給企業団大面調整池系	1 か所	1 口

(ウ) 下田地区 3 か所 3 口

三条地域水道用水供給企業団檜山調整池系	2 か所	2 口
三条地域水道用水供給企業団飯田調整池系	1 か所	1 口
三条市合計	19 か所	19 口

(2) バックアップシステムの構築と危険分散

重要施設の複数配置や複数電源の確保等、バックアップシステムの構築に努め、機能の強化、危険分散を図るものとする。

4 体制面の災害予防

(1) 安全・耐震性の総合調査、定期点検

ア 取水・浄水施設及び配水池等構造物

- (ア) 取水口の閉塞に備えて、被災時の取水方法を検討する。
- (イ) 老朽化した施設は、目視や非破壊検査等の調査を実施し、応急措置を施す。
- (ウ) 池状構造物の目地を調査し、伸縮性の高い目地材等による補強を行う。
- (エ) 沈殿池の傾斜板装置の吊り材、薬品注入設備や付帯設備を点検し、補強を行う。
- (オ) 緩速ろ過池の下部集水装置を点検し、補強を行う。
- (カ) 自然流下系の配水池に緊急遮断弁を設置する。
- (キ) 水質試験用の薬品類は、破損対策、混薬防止のため、分離保管等を行う。

イ 導水・送水・配水管路

- (ア) 管路を新設する場合は、基幹配水管等の重要度の高いものから耐震性の高い管種及び継手を用いる。
- (イ) コンクリートブロック積上げ構造のバルブ室等の強化、構造上不安定な消火栓、空気弁は補強を行う。
- (ウ) バルブのキャップは、日本水道協会規格品とする。また、開閉器の予備を相当数準備する。
- (エ) 橋梁添架管は、支持取付部吊り金具等の構造は、堅固にするとともに、必要に応じて伸縮管の設置などの補強を行う。
- (オ) 普通、高級鋳鉄管（印籠継手）、硬質塩化ビニル管（T S継手）、石綿セメント管等による基幹配水管は、耐震性の高い管種及び継手に布設替をする。
- (カ) 断水区間を縮小できるようバルブを設置する。

ウ 機械・電気・計装設備

- (ア) 電線、ケーブル配線は、配電盤の転倒、移動に備え十分な余長を持たせる。緊急時に入手困難な材料は備蓄する。
 - (イ) ポンプ設備の水没を防ぐため、構造、目地の調査を行い、必要な補強改善等を行う。
 - (ウ) 塩素設備は、配管類の強化、ポンベの転倒及び滑動防止を強化する。
- (2) 災害による水道施設及び需要者の被害想定
既設導水・送水・配水管は、非耐震性の管路を中心に停電に伴う電気設備の停止による断水・減水の被害が発生することを予測し、給水目標及び応急対策計画を検討するものとする。
- (3) 応急対策マニュアルの策定
応急給水、応急復旧等のマニュアルを作成しておくとともに、従事者の動員表、役割分担表を策定し、迅速かつ適切な応急対策を実施するものとする。
- (4) 職員に対する教育及び訓練

ア 教育

災害時における判断力の養成、防災上必要な知識及び技術の向上を図るため、計画的な研修会等を実施する。

イ 訓練

緊急時に迅速かつ的確な対応を図られるよう平常時における総合訓練、各種訓練（動員訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を実施する。

- (5) 図面、災害予防情報の整備
拠点給水所、指定避難所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧地図（住宅明細図、配管図等）を作成するとともに、市にコピー機を配備し、迅速に必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努めるものとする。
- (6) 水道用資材の規格の統一化
日本工業規格（J I S）及び日本水道協会規格（J W W A）の統一化を図る。

5 災害時連絡網の整備

- (1) 緊急通信装置の整備
緊急時に確実に使用できる通信装置（行政無線、携帯電話）の整備に努めるものとする。
- (2) 緊急時連絡マニュアルの整備
市は、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時における連絡体制の確保に努める。

6 災害対策用資材等の確保

- (1) 応急給水用資材の配備増強と広域的な備蓄
ア 給水車、給水タンク、消毒剤等の応急給水用具の整備を図ることとし、不足分については、日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱に基づいて対応する。

- イ 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機、漏水発見機等の応急復旧用機材の整備を図ることとし、不足分については、三条管工事業協同組合、三条市建設業協会等から借り上げて対応する。
- (2) 復旧用資材の確保に関するメーカー等との協定の締結
応急復旧用資材の備蓄は、小規模災害程度の備蓄を目標とし、それ以外は、他水道事業者から借り受ける。また、資材メーカーリストを作成し、緊急調達を行う。

7 応援協力体制の整備

- (1) 他水道事業者、関係機関等への応援要請
 - ア 三条管工事業協同組合、三条市建設業協会等に応援要請を行う。
 - イ 日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱に基づいて、応援要請を行う。
 - ウ 災害規模に応じて、県外水道事業者に応援要請を行う。
- (2) 応援隊の受入体制の整備
混乱期では、市内での受入体制が困難であることも考えられるので、他市町村の宿泊リストの作成その他適切な方法で受入体制を整えるものとする。

8 防災広報活動

- (1) 住民等に対する平常時の広報活動
災害防災活動を円滑に進めるため、市は、平常時から住民等に対し、防災体制及び飲料水の確保方策等について周知徹底するよう、広報紙、パンフレットの配布等により次のような事項を広報し、防災意識の向上を図ることが必要である。
 - ア 非常用飲料水の確保
家庭での非常用飲料水（1人1日3ℓ3日分）の確保及び備蓄の方法（容器、量、保管方法、交換時期等）
 - イ 浴槽の水の汲み置き
風呂の残り湯を非常時の生活用水や防火用水に利用する。
 - ウ 水質についての説明
備蓄水の水質劣化の説明と煮沸の必要性
- (2) 災害時の広報活動
 - ア 応急給水対策を住民等に周知し、協力が得られるようにする。
 - (ア) 給水方法（給水車、拠点給水所、ポリタンク、ウォーターパック等）
 - (イ) 給水場所（地域ごとの給水場所の明示）
 - イ その他、災害時の広報として被害状況、応急給水、応急復旧の見通し等について報道機関への情報提供を積極的に行い、迅速かつ的確な報道について協力を要請し、住民等の飲料水や生活用水についての不安の解消に努めるものとする。

第 19 節 下水道施設災害予防計画

1 計画の方針

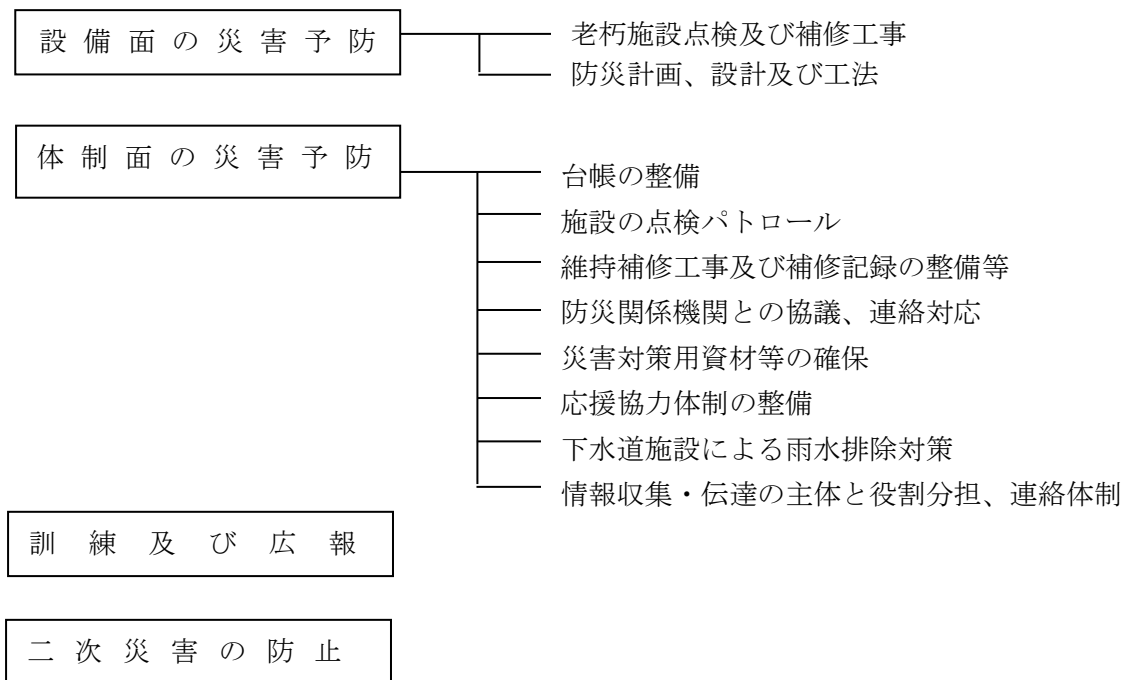
下水道施設は、ライフライン施設として住民等の生活基盤の一翼を担うものであるが、被災時には多くの場合に補修、復旧が困難であり、住民等に与える影響が大きい。

このため、災害の発生に伴う下水道施設の被害を最小限にとどめるため、市は、既存施設の定期的保守点検を励行し、将来施設計画においては、防災化を図るとともに、応急対策を円滑に実施するため、被災対策資機材の整備や他機関との連絡協議及び平常時の広報等を策定するものとする。

2 計画の体系

下水道施設は、末端管渠から処理場まで広範囲に配置されており、各施設は多種多様な構造物、機器により構成されており、下水道施設のすべてを防災化することは技術的にも経済的にもできないが、できるだけ防災化を図る必要がある。

特に幹線管渠、ポンプ場、処理場等の重要施設に対しては、防災化対策を講じた施設整備を計画的に実施する。



3 設備面の災害予防

(1) 老朽施設点検及び補修工事

市は、下水道施設の維持管理に当たり、平常時の巡視及び定期点検を励行し、老朽施設や故障箇所等の改善に努めるものとする。

(2) 防災計画、設計及び工法

市は、下水道施設の建設計画時点から設計及び施工方法について防災化を検討するものとする。

4 体制面の災害予防

(1) 台帳の整備

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、被害時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で重

要な資料である。そのため、市は、資料の収納及びデータ管理を行う施設について災害に強い構造や耐震化を図るとともに、遠隔地での複数管理（バックアップ）をして、資料の安全性の向上を図るものとする。

(2) 施設の点検パトロール

市は、下水道施設の点検パトロールにおいて、災害に対し迅速かつ適切な措置が行えるように、その施設の機能状況の把握に努めるものとする。

(3) 維持補修工事及び補修記録の整備等

市は、異常箇所の補修及び施設改良の記録が、災害時有効に活用できるよう整備しておくものとする。

(4) 防災関係機関との協議、連絡対応

ア 市は、関連機関（道路管理者、河川管理者、警察、ガス事業者、電力会社、NTT等）と、災害時の連絡、対応、協力体制等について事前に打合せをしておくものとする。

特に、道路管理者、河川管理者及び警察とは、災害時の情報交換、二次災害の防止のための措置について具体的な打合せを行っておくものとする。

イ 市は、県との災害応援協定等による緊急体制の整備をしておくものとする。

(5) 災害対策用資材等の確保

ア 調査用機材及び応急措置用資材は、災害後直ちに使用できるように場所を定めて保管しておく。

イ 関連業者等にある応急用資材も災害時に協力が得られる体制にしておく。

(6) 応援協力体制の整備

市は、下水道関連業者等とあらかじめ次の応援協力体制について打合せをしておくものとする。

ア 災害対応組織

イ 災害対応協力体制

ウ 非常配備体制

エ 緊急時における連絡手段の確保

(7) 下水道施設による雨水排除対策

ア 市街地における大雨に対する浸水防除を図るため、雨水排除施設の整備を計画的に推進する。

イ 下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設の十分な浸水防除対策を講ずる。

(8) 情報収集・伝達の主体と役割分担、連絡体制

市は、緊急時において的確な情報の収集に努められるよう、役割分担、連絡体制の整備をしておくものとする。

5 訓練及び広報

市は、災害発生時において的確な防災対策が講じられるよう、平常時から訓練及び広報を行うものとする。また、一般家庭・事業所における携帯トイレ等備蓄の重要性、災害時の下水道使用について普及啓発を行うものとする。

6 二次災害の防止

市は、災害時において、下水道各施設の損傷の拡大及び機能低下を最小限に防止するものとする。

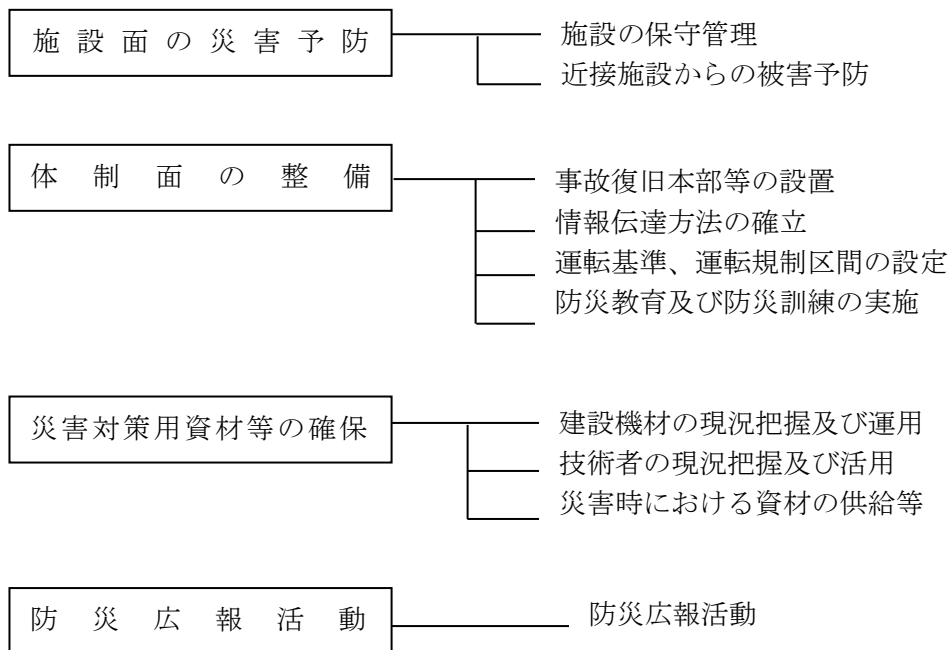
また、これらの被害に伴う災害、例えばポンプ場及び施設場内での各種薬品類、ガス及び重油等の燃料の漏えいその他の二次災害が生じないように整備を図るものとする。

第20節 鉄道施設災害予防計画

1 計画の方針

鉄道事業者（JR東日本新潟支社内の燕三条管理駅内〔三条市を含むJRの管理駅区分名〕の関係箇所）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、災害規模に応じた防災体制等の確立を図る。

2 計画の体系



3 施設面の災害予防

(1) 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、鉄道等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

(2) 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

4 体制面の整備

(1) 事故復旧本部等の設置

事故復旧本部等の設置基準、組織体制、職務分担等は、あらかじめ定められた社内規定によるものとする。（具体的には、災害規模に応じて新潟支社内に災害対策本部、燕三条地区内に現地対策本部を設置する。）

(2) 情報伝達方法の確立

ア 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互の情報伝達を円滑に行うため、支社の指示等を受けながら次の通信設備を整備する。

(ア) 緊急連絡用電話

(イ) 指令専用電話

- (ウ) ファクシミリ
- (エ) 携帯電話
- (オ) 列車無線
- (カ) 携帯無線機等

イ 風速計、雨量計、積雪計を支社の指示等を受けながら整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

(3) 運転基準、運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準、運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により支社の指令等は運転規制等を行うとともに、支社及びJRの関係箇所と連携して安全確認を行う。

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ア 災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 旅客対策等

5 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ関係箇所と協議しておくものとする。

(1) 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について、関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について協議しておく。

(2) 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係協力会社の状況も併せて把握しておく。

(3) 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ協議しておく。

6 防災広報活動

鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第 2 1 節 危険物等施設災害予防計画

1 計画の方針

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の危険物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱い上の不備が直ちに災害発生の原因となり得るとともに、他の原因の基づく火災発生時においては、被害を拡大する要因にもなり得る。

危険物等を取り扱う施設の関係者は、自主保安対策を講ずるとともに、消防機関は、危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安確保措置を講じ、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防の育成及び防災思想の啓発普及の徹底を図るものとする。

2 計画の体系

危険物施設安全対策

火薬類製造施設等安全対策

高圧ガス製造施設等安全対策

毒物・劇物保管貯蔵施設安全対策

放射線使用施設（医療機関）の安全対策

3 危険物施設安全対策

危険物による災害は、災害等による発災はもとより、二次災害による被害も大きなウェートを占めることが予想されることから、災害時の初期対応が特に重要と考えられる。

このため危険物取扱事業所は、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、化学消防力の強化、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等災害の未然防止を図る。

また、消防機関は、危険物施設の立ち入り検査を適宜実施するとともに、次の指導等を行い、災害を未然に防止するものとする。

なお、三条市内における危険物施設の現況は、資料編「15-1 危険物施設数」のとおりである。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導
- (2) 危険物の運搬、積載の方法についての指導
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導
- (4) 危険物の貯蔵取り扱い等安全管理についての指導
- (5) (公財)新潟県危険物安全協会の協力のもと、保安に関する講習会等を開催し、自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。
- (6) 危険物取扱事業所には、被災した場合に備え、消防、警察等関係機関及び関係事業所と連絡体制の確保を図るよう指導する。

(7) 災害発生時の自衛消防組織や活動要領を定め、迅速な対応が図れるように指導する。

4 火薬類・高圧ガス製造施設等安全対策

火薬類及び高圧ガスは、その物性や化学的特性から、また爆発性や毒性から大災害につながるおそれがある。このため、火薬類取扱事業所及び高圧ガス取扱事業所は、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練によるヒューマンエラーの防止策、災害の未然防止を図るものとする。

また、消防機関は、次の安全対策を実施するものとする。

なお、三条市内における高圧ガス・火薬類取扱施設の現況は、資料編「15-2 高圧ガス・火薬類取扱施設の現況」のとおりである。

- (1) 貯蔵所、消費場所等の保安検査及び立入検査
- (2) 各事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- (3) 関係行政機関との緊密な連携
- (4) 高圧ガス取扱事業所に対し、具体的な災害想定のもと、より実践的な防災訓練等の実施についての指導
- (5) 災害発生時の自主防災組織の体制整備を行う等、迅速な対応についての指導

5 毒物・劇物保管貯蔵施設安全対策

毒物及び劇物は、その物性や化学的特性のため、漏えいするとその毒性により大きな被害が想定される。このため県は、災害時における毒物又は劇物による危害を防止するため、毒劇物営業者及び毒劇物を業務上使用する者に対し、製造、販売及び使用のあらゆる段階において次のとおり規制、指導を行い、災害予防対策を講ずるものとする。

また、消防機関は、査察等を通じ必要と認めるときは、県に対し、規制、指導等を要請するものとする。

なお、三条市内における毒物・劇物保管貯蔵施設の現況は、資料編「15-3 毒物・劇物取締法に基づく施設数」のとおりである。

- (1) 毒劇物営業者及び取扱責任者に対し、常に登録基準に適合するよう施設を維持させる。
- (2) 関係機関との連絡を強化し、防災上適切な措置が講じられるよう指導する。
- (3) 営業所等に対し立入検査を実施し、毒劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- (4) 毒劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態及び有機リン剤等の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

6 放射線使用施設（医療機関）の安全対策

放射性同位元素及び放射線使用施設は、その特性から、漏えいすると環境を汚染する災害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設の管理者は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害阻止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

なお、三条市内における放射線使用施設の現況は、資料編「15-4 放射性同位元素等使用事業所の現況」のとおりである。

(1) 事前に実施すべき具体的措置

ア 放射線施設

- (ア) 放射性同位元素汚染の拡大防止のため開口部や配管、配線の被害防止対策等
- (イ) 放射性同位元素の室外漏えい防止のための措置

イ 放射線施設内設備

- (ア) 線源収納部の浸水並びに転倒、移動及び落下の防止措置
- (イ) 治療用線源、CTなどによる治療中、診断中の場合の過度の照射対策等

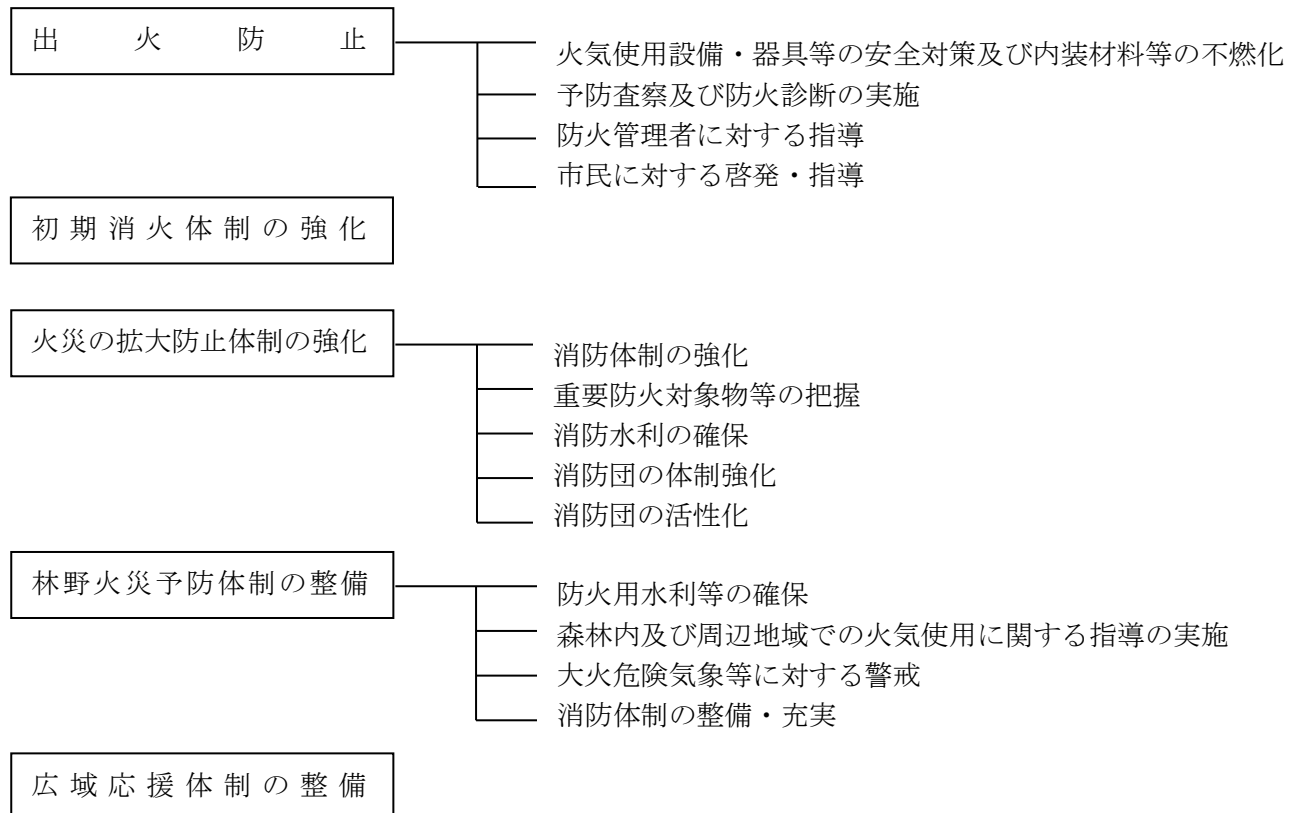
- ウ 放射性同位元素保管容器類
 - (ア) 放射性同位元素収納容器、廃棄物収納容器類の接触、転倒及び落下防止対策
 - (イ) 放射性同位元素廃液容器の破損防止措置
- (2) 非常用機器材の整備
 - ア 放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類等の整備
 - イ 非常用電源類等の整備
- (3) 放射性同位元素の管理
 - 緊急収納用の運搬可能な鉛容器等の準備等
- (4) 行動マニュアル類の整備
 - ア 立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等のマニュアル化
 - イ 消火方法の要点明示と汚染拡大しない消火方法の表示
- (5) 防災教育
 - ア 防災計画概要及び基本姿勢の周知
 - イ 非常用機材の種類、作動原理、使用目的と効果の周知
- (6) 防災訓練
 - 規模、形態に応じた定期的な防災訓練の実施

第 2 2 節 火災予防計画

1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下における火災等の被害を最小限に食い止めるため、市及び消防関係機関は、火災予防体制等の充実、強化を図るものとする。

2 計画の体系



3 出火防止

(1) 火気使用設備・器具等の安全対策及び内装材料等の不燃化

市及び消防機関は、火気使用設備・器具等からの火災を予防するため、次の事項について、対策の推進指導を行うものとする。

ア 火気使用設備・器具周囲の保安距離の基準化

イ 建築物の内装材料、家具調度品及び装飾物品等の不燃化

(2) 予防査察及び防火診断の実施

消防機関は、火災の垂直方向への著しい拡大及び延焼媒体を考慮し、特に防火対策が必要な飲食店及び百貨店等の防火対象物、工場及び作業所等で多数の火気を使用する防火対象物、構造上の特殊性により避難や消火活動に困難が予想される高層建築物等に対し、重点的に予防査察を実施する。

また、その他の事業所及び一般住宅についても、防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等に対し出火防止対策の徹底を図るものとする。

(3) 防火管理者等に対する指導

消防機関は、事業所の防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講ずるよう指導

するものとする。

- ア 防火管理者を置く事業所における消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知徹底
- イ 一つの建物で管理権限者が複数となる場合の管理責任区分及び共同防火管理に関する協議の明確化
- ウ 防災センター要員に対する教育の徹底
- エ 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- オ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- カ 実践的かつ定期的な訓練の実施
- キ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の管理
- ク 災害時要援護者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等におけるスプリンクラー設備等の適正な設置

(4) 住民等に対する啓発、指導

市及び消防機関は、住民等の防火に関する知識及び火災に対する備えなどの普及のため、次の事項について啓発、指導に努めるものとする。

- ア 消火器、消火バケツ等消火器具等の整備
- イ 家具類の転倒防止、日用品等の落下防止の措置
- ウ 耐震自動消火装置付火気使用器具の普及及び点検整備の指導
- エ 火を使う場所の不燃化
- オ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及
- カ 灯油等危険物の安全管理
- キ 異常乾燥及び強風時における防火管理

4 初期消火体制の強化

消防機関は、初期消火体制の確立を図るため、家庭、事業所等（自主防災組織及び自衛消防隊）に対し次の対策を指導するものとする。

- (1) 防火管理者を置く事業所に対し、消防計画作成に基づく各種訓練等を通じた指導
- (2) (1)以外の事業所及び住民等に対する消防訓練、防火講習会等への参加促進及び印刷物等の配布による防災意識及び初期消火行動力等（消火・通報・避難等）の向上、強化

5 火災の拡大防止体制の強化

異常乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努めるものとする。

- (1) 消防体制の強化
 - ア 災害発生時における迅速な初動体制の確保
市及び消防機関は、災害発生時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ職員の参集基準及び参集方法等を定めておくものとする。
 - イ 消防力の整備
市及び消防機関は、消防職員及び消防車両等の消防力の基準に対する充足率を満たすような各種制度を活用し、その整備充実を努めるものとする。
- (2) 重要防火対象物等の把握
市及び消防機関は、危険物施設、消火優先地域、重要防火対象物について、優先的に火災防御を行うため、あらかじめ各種活動規程を整備し、迅速な火災防御活動に努めるものとする。
- (3) 消防水利の確保
 - ア 市及び消防機関は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく、地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備えるものとする。

- (ア) 河川、池の利用
 - (イ) 農業用水、消雪用井戸、流雪溝、下水処理水、プール等の活用
 - (ウ) 防火水槽、耐震性貯水槽及び防災用井戸の設置
- イ 市及び消防機関は、消防水利に位置を明記した地図（水利マップ）を整備し、効果的な消防活動に努めるものとする。
- ウ 防火水槽の整備状況
市内防火水槽の平成 31 年 4 月 1 日現在での状況は、次のとおりである。

100m ³ 以上	2 基
60m ³ 以上 100m ³ 未満	3 基
40m ³ 以上 60m ³ 未満	133 基
40m ³ 未満	293 基
合 計	431 基

(4) 消防団の体制強化

ア 消防団の現状

市内消防団の平成 31 年 4 月 1 日現在での状況は、次のとおりである。

	方面隊数	分団数	団員数	ポンプ置場	小型動力ポンプ積載車
三条市消防団	3 方面隊	22 分団	1,346 人 (定数)	100	100

イ 消防団の活性化

市は、消防団活性化のため、次の内容について取り組むものとする。

- (ア) 報酬・各種手当額の改善
- (イ) 被服、貸与品等の整備改善
- (ウ) 消防団装備の強化（小型ポンプ積載車、無線機等の更新整備）
- (エ) 消防団員のスポーツ活動の推進
- (オ) 事業所勤務者団員（サラリーマン団員）の活用
- (カ) 地域との連携強化による消防団員のイメージアップ
- (キ) 消防団協力事業所へ表示証の交付

6 林野火災予防体制の整備

(1) 防火用水利等の確保

河川、池、治山関係施設等の整備に当たっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努めるものとする。

また、市は、消防車両の通行に支障のないよう林道の適正な維持管理に努めるものとする。

(2) 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

ア 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条に定めるところにより、市長の許可がなければできない。市長は、許可条件等について事前に消防機関及び関係機関と十分に協議するものとする。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知するものとする。

イ 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行うものとする。

(3) 大火危険気象等に対する警戒

ア 一般的な警戒

森林関係者、管理者及び消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合は、林野の巡視・監視を強化する。

また、地域住民及び入林者に対し、火気取扱いに関する注意を促すとともに、必要に応じて屋外での焚き火や喫煙の制限等を行い、火災の発生防止に努めるものとする。

イ 火災警報の発令と警戒

市長は、気象台等から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災に関する警報を発令して住民及び入林者等に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずるものとする。

(4) 防火思想の普及

市、消防機関その他林野関係機関は、連携して広域的な林野火災防止運動を展開するものとする。

また、春（4月・5月）の出火危険期は、山火事予防の強化期間とし、新聞等による啓発宣伝や林野内の道路、樹林等へのポスター、標識板、立看板、懸垂幕等の掲示等により注意を喚起する。

(5) 消防体制の整備・充実

ア 消防体制の確立

消防機関は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を定めるものとする。

また、森林周辺の自衛消防隊等による初期消火体制の確立を図るものとする。

イ 消防水利の確保

消防機関は、林野火災発生時の消防水利確保のため、防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利を水源として利用できるよう調査し、水利マップを作成するものとする。

ウ 林野火災発生時には、空中消火等の消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

7 広域応援体制の整備

(1) 市長等は、単独で対処不可能な火災の発生に備え、他の市町村長等との消防相互応援協定の締結、強化に努めるものとする。

(2) 市長等は、他の市町村長等との消防相互応援協定等について、応援可能な部隊等を明確にし、要請手続及び応援出動要領等を定めるなど、迅速かつ効果的な応援体制の確立に努めるものとする。

(3) 市長等は、火災が発生し、又は発生するおそれがあるときは、火災関係情報の収集に努めるとともに、現有消防力をもって対処できない等のため、緊急の措置を講ずる必要があるときは、迅速に各種消防応援協定に基づき応援要請を行うものとする。

なお、消防応援協定については、資料編「18 各種協定」のとおりである。

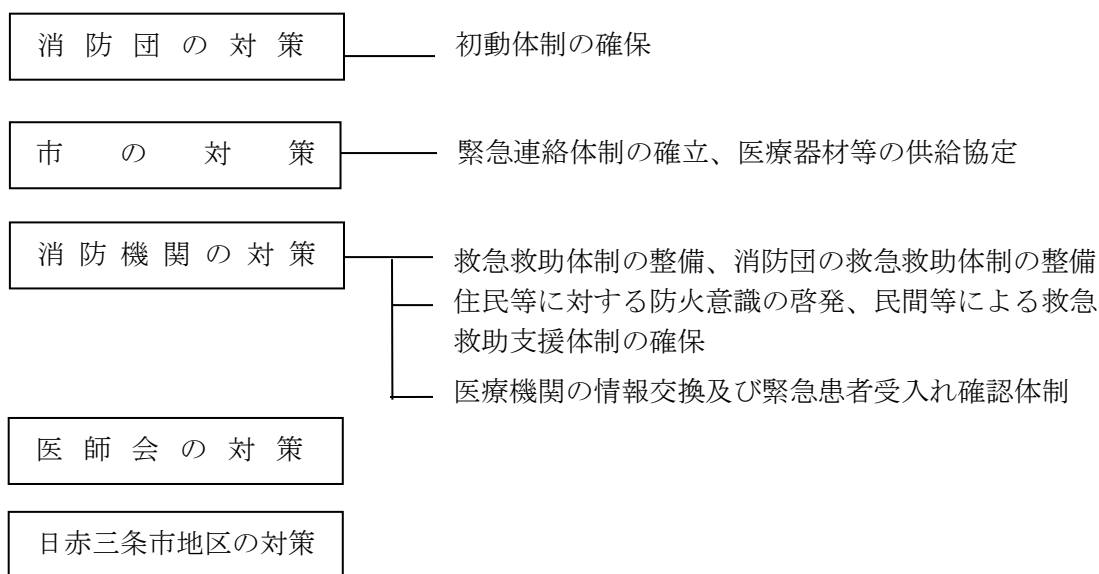
第23節 救急・救助体制の整備

1 計画の方針

災害が発生し、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により同時多発する被災者に対し、救急救助活動を行うとともに、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動を行うため、救急救助計画を定めるものとする。

また、現場における活動が効果的かつ迅速・安全に行われるよう、関係機関と綿密な連携をもって実施するための計画である。

2 計画の体系



3 消防団の対策

消防団は、災害発生時、一刻も速い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急救助を行えるよう、日ごろから地域住民との連携による初動体制の確保に努めるものとする。

4 消防機関の対策

(1) 救助体制の整備

ア 常備消防組織の救急救助体制の整備

市及び消防機関は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急手当を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救急救助資機材の整備に努めるものとする。

イ 消防団の救急救助体制の整備

市は、消防団に対して救急救助活動についての指導を積極的に行うものとする。

また、ハンマー、ジャッキ、無線機器等の救急救助資器材を整備し、機動力の強化を図るものとする。

ウ 防災関係機関との通信連絡体制の整備

市は、県、管轄警察署、新潟市消防局、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制の整備に務めるものとする。

のとする。

- (2) 住民等に対する防災意識の啓発
救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民等の防火意識の高揚を図るものとする。
また、災害時要援護者が災害発生時に犠牲にならず避難誘導等が円滑に行われるよう努めるものとする。
- (3) 救急救助活動における交通確保
建物等の崩壊や道路の破損等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。
- (4) 民間等による救急救助支援体制の確保
同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努めるものとする。
- (5) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制
同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図るものとする。
- (6) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立
救急活動を円滑に行うために、医師会との連携により、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保するものとする。
- (7) 医薬品、医療器材、血液等の非常時における供給体制
日本赤十字社新潟県支部三条市地区、医師会、関係業者と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図るものとする。
- (8) 広域消防相互応援の要請及び受援
県内広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制の整備に努めるものとする。
- (9) 緊急消防援助隊の要請及び受援
緊急消防援助隊新潟県受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制の整備に努めるものとする。

5 医師会の対策

市から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。

また、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

6 日赤三条市地区の対策

日赤三条市地区は、市から援助の要請があったとき又は必要と認められたときは、県支部による常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

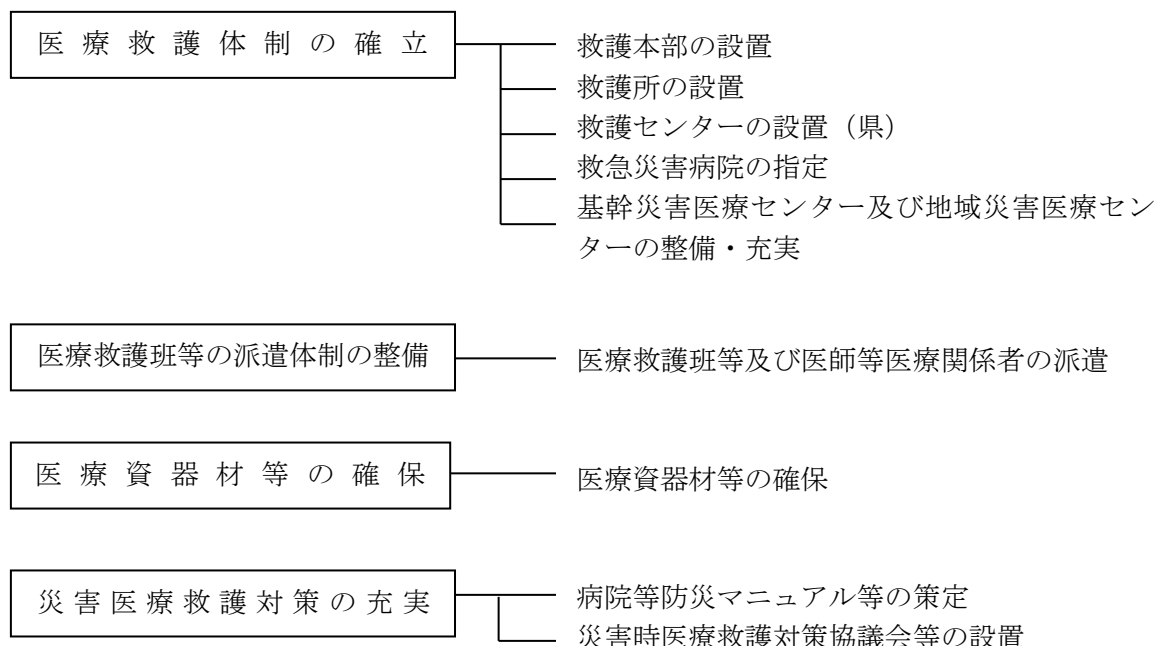
災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護に当たる。

第24節 医療救護体制の整備

1 計画の方針

市及び県は、三条市医師会、三条市歯科医師会、三条市薬剤師会等の医療関係団体（以下「医療関係団体」という。）及び医療機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）及び救護を行うための体制をあらかじめ構築するものとする。

2 計画の体系



3 医療救護体制の確立

市は、災害から住民等の生命、健康を守るため、医療救護体制の整備を行うものとする。

(1) 救護本部の設置

市は、必要に応じ、医師会等医療関係団体と連携して、救護本部を設置するものとする。

(2) 救護所〔初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所〕の設置

ア 救護所設置予定施設の指定

救護所設置予定施設は、災害対策支部（第1次避難所）とする。また、状況により他の避難所に設置する。

イ 医療救護班の編成

市は、医療関係団体及び医療機関と協議し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等による医療救護班を編成するため、「医療救護班編成計画」を定めるものとする。

ウ 救護所設置予定施設の点検

市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行うものとする。

また、降雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策にも留意するものとする。

(3) 救護センターの設置

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合は、三条保健所等の施設に救護センターを設置す

るものとする。

(4) 救急災害病院の指定

市は、医療機関と協議の上、災害時における前記(2)の救護所のほか、次の救急災害病院を指定し、必要な患者を搬送する計画を定めるものとする。

なお、指定救急災害病院が被災した場合は、市内の他の病院へ、又は三条保健所を通じて域外転送を図るものとする。

【救急災害病院】

- ・三条総合病院
- ・新潟県済生会三条病院
- ・三之町病院
- ・富永草野病院

(5) 基幹災害医療センター及び地域災害医療センターの整備・充実

県は、災害時の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、災害時における後方病院として患者の受入れが可能となる基幹災害医療センター及び地域災害医療センターを選定し、これら病院の災害時に対応するための施設、整備の充実に努めるものとする。

4 医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行うものとする。

5 医療資器材等の確保

市は、災害時における傷病者の応急手当のため、救護所設置予定施設に備え付けてある医療品等の充実を図るものとする。

また、市は、災害時における医療品、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等について、取扱事業所と供給協力体制を定めるものとする。

なお、取扱事業所については資料編「10-4 医療品調達先」のとおりである。

6 災害医療救護対策の充実

(1) 病院等防災マニュアル等の策定

病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともにマニュアルに基づき防災訓練を行う。また、診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行うものとする。

(2) 災害時医療救護対策協議会等の設置

県は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を確保するため、災害時医療救護対策協議会を設置するものとする。

三条保健所は、災害時医療救護対策地域連絡協議会を設置し、地域の実情に即した災害時医療体制の整備運営及び医療救護計画の整備推進等について、具体的方策を協議検討する。

第 2 5 節 避難計画

1 計画の方針

災害は、二次災害とあいまって、大規模かつ広域的なものとなるおそれがあることや、避難活動が困難となることなどが予想されることから、市は、総合的な避難対策の整備、推進を図るものとする。また、あらかじめ避難場所、避難経路を定め、住民等に周知しておくものとする。

2 計画の体系

避難場所（施設）及び避難路の指定	避難場所、避難路の指定
避難場所（施設）及び避難路の周知	避難場所、避難路の指定についての市民への事前通知
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令（解除）基準	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令（解除）の基準
避難場所（施設）及び避難路の整備	避難場所、避難路の整備
避難誘導等資機材の整備	安全な避難誘導のための資機材の整備
防災上特に注意を要する施設の避難計画	避難計画の策定

3 避難場所（施設）及び避難路の指定と事前周知

避難場所（施設）は、災害の種類ごとに安全な立地や構造等の選定基準を満たす場所（施設）について、避難者が自宅等に戻れるまでの間炊き出しや物資の提供を受けながら過ごすための滞在型の避難所と、災害の危険から緊急的に身を守るための緊急避難場所に区分し、市がそれぞれ指定する。

また、災害時に住民等が避難する施設として公共施設が不足する場合等もあることから、民有等施設についても避難できる施設とする。なお、市は、避難場所（施設）数の確保が必要であることから、その他の民有施設等においても、その所有者の同意を得ながら、避難所の増設に努めるものとする。

また、同意を得た民有施設については、災害時に円滑な避難が実施できるように、事前に市との間で協議を行っておくものとする。

さらに、市は、緊急時における市民の避難先を確保するとともに、地域特性に応じた住民避難を促すために、地域内にある民有施設について、その所有者等の同意を得て緊急避難場所に選定するよう、自治会長等に働きかけるものとする。

なお、市が指定する緊急避難場所及び避難所については、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所として政令で定める基準に適合するものであることとする。

避難場所（施設）については、資料編「8-1 避難施設一覧表」のとおりとする。

(1) 避難場所（施設）の指定

市は、避難場所（施設）の指定に当たっては、アの基準を満たす施設を指定し、イからオのことに留意するものとする。

ア (ア)及び(イ)の基準を満たす施設

(ア) 洪水災害時の避難施設の選定基準

建物の構造や浸水の状況に応じた安全な避難ができるよう、三条市豪雨災害対応ガイドブックの逃げどきマップを参考に、河川（信濃川、五十嵐川、刈谷田川）が氾濫しても建物全部が浸水または損壊しない施設を選定する。

逃げどきマップでの表示※	鉄骨・鉄筋造		木造
	2階建て	3階建て以上	2階建て以上
赤色囲い	△	△	×
ピンク	×	○	×
上記以外の地域	○	○	○

○：選定可 △：積極的に選定できないが他に施設がない場合のみ選定可 ×：選定不可

なお、必ずしも逃げどきマップ上の表示に該当していなくても、河川堤防沿いなど客観的に見て危険と判断される箇所にある施設については、極力指定を避けることとする。

※逃げどきマップでの表示の説明

赤色囲い…流速が速く、木造家屋が損壊する。

ピンク …2階床上以上の浸水で、1階床上以上の浸水が24時間以上続く。

(イ) 土砂災害時の避難施設の選定基準

土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内で緊急避難場所を選定しようとする場合は、三条市豪雨災害対応ガイドブックや三条市の各地区土砂災害ハザードマップを参考に、土砂災害により建物が損壊しない施設を選定する。

該当区域	鉄骨・鉄筋コンクリート造	木造
	2階建て以上	2階建て以上
土砂災害危険箇所	△	×
土砂災害警戒区域	△	×
土砂災害特別警戒区域	△	×
上記以外の区域	○	○

○：選定可 △：積極的に選定できないが他に施設がない場合のみ選定可 ×：選定不可

イ 地域別に指定

ウ 余裕のある収容人員

エ 都市公園等避難場所の指定に当たっては、火災の輻射熱を考慮した広さの確保

オ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないような配慮

(2) 避難所の種別

避難所を指定したときは、災害時に速やかに開設するため、あらかじめ次のとおり第1次避難所、第2次避難所及びその他避難所に分類するものとする。また、第1次避難所及び第2次避難所については、あらかじめ市職員を避難所要員として指定しておくものとする。

ア 第1次避難所 災害警戒支部の立ち上げと同時に開設する避難所

イ 第2次避難所 避難準備・高齢者等避難開始の発令前に開設する避難所

ウ その他避難所 第1次避難所及び第2次避難所の開設後、避難者の増大及び被害状況等により必要とされる場合に開設する避難所

(3) 避難路の指定

市は、避難場所（施設）への避難路の安全を確保するため、次のことに留意するものとする。

ア 十分な幅員の確保

イ 万一に備えた複数路の確保

ウ 浸水、がけ崩れ等の危険のない箇所への考慮

(4) 避難場所（施設）及び避難路の事前周知

市は、避難場所（施設）及び避難路を、災害ハザードマップ、広報紙、防災訓練の機会等を通じて住民等に周知徹底する。

また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物対策の充実を図るとともに、避難誘導標識の整備にも努めるものとする。

4 避難準備・高齢者等避難開始の発令

市長は、災害時要援護者の早期避難を図り、その安全を確保するため、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。避難準備・高齢者等避難開始は、避難勧告の前段階で発令するものであり、避難準備・高齢者等避難開始が発令されたときは、災害時要援護者は避難を開始し、その他の者は避難の準備を行うものとする。

5 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令（解除）基準

市長は、浸水、がけ崩れ等の地盤災害、火災の延焼などにより、住民等の生命及び身体を保護するため、必要があると認めるときは、当該地域の住民等に対し避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）（以下この節において「避難情報」という。）を発令する。

なお、五十嵐川、刈谷田川及び信濃川については、河川の水位、雨量、ダムの状況等により、避難情報に係る客観的な基準を設定し、浸水到達時間に応じ地区ごとに段階的に避難情報を発令するものとする。その設定に当たっては、住民等が安全に避難することのできる時間を考慮するものとする。

また、避難情報の発令（解除）に当たっては、次のことに留意するものとする。

(1) 避難情報の発令

ア 災害等の的確な情報収集、避難情報の迅速かつ正確な伝達

イ 災害種別ごとに、適切な避難場所への誘導と避難誘導員等の指定

ウ 災害時要援護者への支援

エ 避難路や避難場所の安全確認のための職員の指定、派遣

オ 避難場所の設営及び運営のための職員の指定、派遣

カ 避難情報を発令した場合の県知事等への報告

(2) 避難情報の解除

ア 適切な解除と伝達方法

イ 県知事等への報告

(3) 住民等への周知

市は、避難情報が発令された際にとるべき行動等、その意義について住民等に周知するものとする。

6 避難場所（施設）・避難路の整備

市は、避難場所（施設）については、施設の耐震化の推進、水源の確保、仮設トイレ、照明、常備薬、暖房器具、毛布、通信機器等避難の実施に必要な施設の整備、備品の備蓄等に努めるとともに、災害時要援護者への配慮、プライバシーへの配慮等についても考慮するものとする。

また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物の防止対策等の充実を図るとともに、避難誘導標識の整備に努めるものとする。

7 避難誘導等資機材の整備

市は、災害時の適切な避難誘導のため、的確な情報の収集と、適切な情報の伝達のための同報系防災行政無線等の整備、及び応急対策のための救助工作車、救急車、照明車両等の救急救助資機材等の

整備に努めるものとする。

8 防災上特に注意を要する施設の避難計画

学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設、高層建築物、大規模小売店舗、ホテル、旅館その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市指定の避難場所、経路、誘導及びその他指示伝達の方法等の避難計画を策定しておくものとする。

9 要配慮者利用施設における避難確保計画

浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市長に報告するとともに、当該計画に基づく訓練を行わなければならない。

市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、計画の作成に必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。

10 広域の避難計画

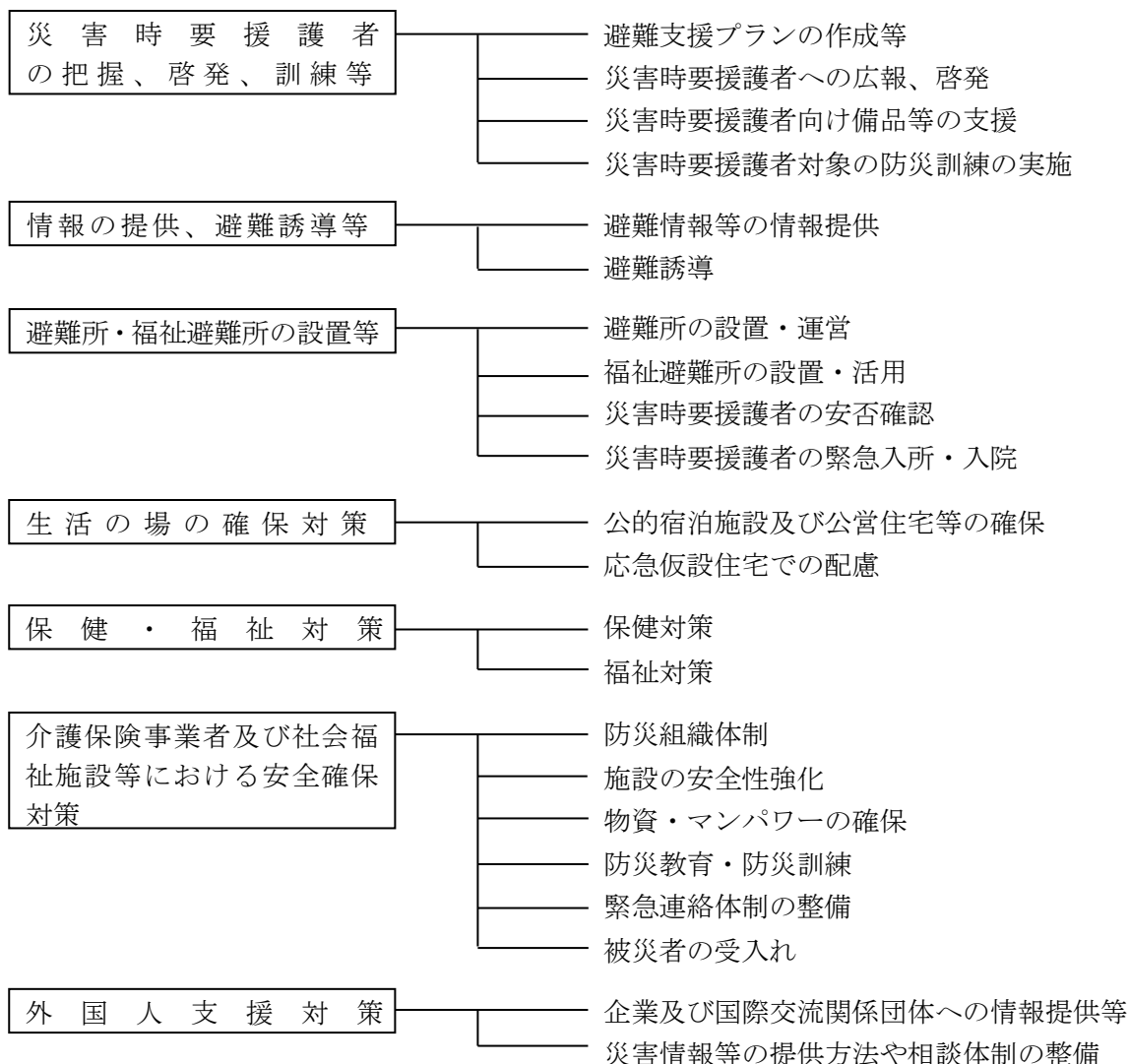
市内全域にわたり被害の様相が深刻な場合、避難施設に収容しきれないことが予想されるため、市は、避難場所（施設）に関し、近隣市町村と応援協定を締結して避難場所を確保するものとし、なお収容しきれないときは、県等に要請するものとする。

第26節 災害時要援護者の安全確保計画

1 計画の方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする災害時要援護者の安全や心身の健康状態に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階においてニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、県、市等の行政と日ごろ災害時要援護者の身近にいる地域住民、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）とが協力しながらそれぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立するものとする。

2 計画の体系



3 災害時要援護者の把握、啓発、訓練等

(1) 避難支援プランの作成等

ア 避難支援プランの作成

市は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を基にして、災害時要援護者情報の収集に当たり民生委員、自治会長等と十分連携を図りながら、「災害時要援護者の避難支援プラン」を

作成する。また定期的に見直しを図るとともに、個人情報の保護に万全を期するものとする。

イ 災害時要援護者名簿の作成

市は、災害時要援護者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、災害時要援護者名簿を作成するものとする。

(ア) 災害時要援護者名簿に掲載する者の範囲

a 避難要支援者

次のいずれかの要件を満たす者であって、生活の基盤が自宅にあり、かつ単身世帯、高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯及び高齢者・障がい者のみ世帯に属するもの

- (a) 要介護認定3～5を受けている者
- (b) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く。）
- (c) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (d) 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

b 情報伝達要支援者

次のいずれかの要件を満たす者であって、生活の基盤が自宅にあり、かつ避難要支援者に該当しないもの

- (a) 要介護認定3～5を受けている者
- (b) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く。）
- (c) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (d) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (e) 市の生活支援を受けている難病認定者
- (f) 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

(イ) 災害時要援護者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害時要援護者名簿には、災害時要援護者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。また、災害時要援護者名簿を作成するに当たり、災害時要援護者に該当する者を把握するために、市の関係部署で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。

(ウ) 災害時要援護者名簿の更新

災害時要援護者の状況は常に変化し得ることから、災害時要援護者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つ。

(エ) 災害時要援護者名簿の情報共有及び地域ぐるみの支援体制

作成した災害時要援護者名簿の情報は、個人情報の保護に配慮しつつ、民生委員、自治会長等と情報の共有を図るとともに、災害時要援護者に対し、必要に応じ保健師又はホームヘルパー等を派遣し、日常的な安否確認に努め、民生委員、自治会長等と協力し、災害時要援護者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進するものとする。

(2) 災害時要援護者への広報、啓発

市は、災害時要援護者向けのパンフレット、リーフレット等により、災害時の適切な行動についての防災知識の普及に努めるとともに、住民等に対しても、身の回りの災害時要援護者への災害時の支援についてパンフレット、広報誌等により啓発普及に努めるものとする。

(3) 災害時要援護者向け備品等の支援

市は、実情に応じて、災害時要援護者の家庭や地域の自主防災組織に、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資器材等の整備を図るための支援を行うものとする。

(4) 災害時要援護者対象の防災訓練の実施

市は、災害時要援護者の避難等について訓練するため、地域の自主防災組織等と合同の防災訓練

の実施に努めるものとする。

4 情報提供及び避難誘導

(1) 情報提供

市は、災害発生時において、同報系防災行政無線、コミュニティFM、ケーブルテレビ、メール配信サービス、地域内の連絡網、市広報車等の様々な方法を活用し、災害時要援護者に迅速かつ確実に情報が提供されるよう体制の整備に努めるものとする。特に、民生委員、自治会長等は、災害時要援護者名簿を基に避難情報等が伝達できるよう地域内の体制整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導

避難誘導は、災害時要援護者に対して近隣住民が果たすべき役割であると考えられるため、市は、民生委員、地域の自主防災組織、自治会等と協力し、災害時要援護者と近隣住民の共助意識の向上に努め、平常時においては、民生委員は、災害時要援護者名簿を基に実際に訪問をし、本人や家族から避難する際に必要とする支援、留意事項や避難先を聴き取るなど、非常時の避難誘導に備えておくものとする。

5 避難所・福祉避難所の設置等

(1) 避難所の設置・運営

ア 市は、非常配備基準に基づき第1次避難所及び第2次避難所を開設し、避難準備・高齢者等避難開始により早めに避難する災害時要援護者を受け入れられるよう、その体制整備に努めるものとする。

また、避難所の設置・運営に当たり、民生委員などの福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、災害時要援護者へ配慮した対応が行えるよう体制整備に努めるものとする。

イ 市は、避難所において、災害時要援護者に対して必要なスペースの確保、障がい者用トイレの設置など、良好な生活環境の確保に十分配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対する確かな情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

ウ 避難所において、車椅子や粉ミルク等の災害時要援護者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら、災害時要援護者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制の整備に努めるものとする。

(2) 福祉避難所の設置・活用

市は、災害時要援護者のための特別な配慮がされた福祉避難所が設置できるよう、平常時から施設等の設置法人との協定の締結や、施設利用方法の確認、生活相談職員等の確保に努めるものとする。

また、災害時要援護者に対し、分かりやすいパンフレット等の作成など、福祉避難所についての理解を深めておく。

(3) 災害時要援護者の安否確認

避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、災害時要援護者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備に努めるものとする。

(4) 災害時要援護者の緊急入所・入院

避難所での生活が困難な災害時要援護者については、社会福祉施設等への緊急入所・入院及び公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制の整備に努めるものとする。

6 生活の場の確保対策

(1) 公的宿泊施設及び公営住宅等の確保

公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、災害時要援護者の収容先として確保に努め、また、災害時要援護者で健康面に不安のある者のため、公営住宅等の確保に努めるものとする。

(2) 応急仮設住宅での配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、災害時要援護者向けの仕様や入居者の選考にも配慮するものとする。

7 保健・福祉対策

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

また、県や他の市町村等の受け入れ、ボランティア等との協力体制についても整備する。

(1) 保健対策

市は、災害時要援護者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、避難所、応急仮設住宅、自宅等に保健師を派遣し、次のような健康相談を行うよう努める。特に、災害時要援護者に対しては、十分に配慮するものとする。

ア 巡回相談、栄養指導

イ こころのケア

ウ 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

(2) 福祉対策

ア 災害時要援護者のニーズの把握等

災害発生直後に、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会長等の協力を得て、災害時要援護者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制の整備に努める。

イ 福祉サービスの提供

介護の必要な災害時要援護者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備するものとする。

ウ 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が災害時要援護者に的確に提供されるよう、掲示板、ファクシミリ、パソコン等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制の整備に努めるものとする。

8 介護保険事業者及び社会福祉施設等における安全確保対策

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の災害時要援護者の安全確保を図るものとする。

また、災害時に県、市から要請を受けた災害時要援護者の受け入れができるよう、平常時から体制の整備をしておくものとする。

(1) 防災組織体制

ア 自衛防災組織の設置

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛のための自衛防災組織（防災活動隊）を設置し、必要に応じて情報班、消火班、安全指導班、救護班、応急物資班等を置き業務を分担するものとする。

イ 情報連絡・応援体制の確保

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、消防本部等の防災関係機関との非常通報装置（ホットライン）の設置を検討する。また、必要に応じて消防、警察及び近隣施設との連絡会議を設置し、施設の内部構造や入所者の実態を認識してもらい、応援協力体制の確保に努めるものとする。

ウ 夜間体制の充実

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、夜間における災害に対処するため、各施設における入所者の状況、建物の構造等総合的に勘案の上、夜間職員の配置に努め、夜間における勤務形態は、施設の種別に応じて交代制、宿直制の確保に努めるものとする。

(2) 施設等の安全性強化

建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、平時から施設、設備の点検を実施し、安全性の維持・強化に努めるものとする。

(3) 物資・マンパワーの確保

ア 食料品等の備蓄

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、災害に備えて2～3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び必要により井戸、耐震性貯水層や備蓄用倉庫の整備に努めるものとする。

イ 地域住民等との協力体制の確保

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、職員の緊急連絡体制を整備しマンパワーの確保に努めるものとするが、さらに、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等との協力を得られるよう普段から協力関係の形成に努めるものとする。

(4) 防災教育・防災訓練

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、職員、入所者等に対し日ごろから防災意識の向上を図るとともに、国又は県の定める基準により防災訓練を実施し、実施に当たっては、地域の自主防災組織や消防機関の参加を求めたり、自力避難困難者の避難・救出訓練、夜間における避難に重点を置いた訓練等の実施に努めるものとする。

(5) 緊急連絡体制の整備

介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、災害発生時に入所者等の保護者又は家族と確実に連絡が取れるよう緊急連絡体制の整備に努めるとともに、この旨家族等への周知に努めるものとする。

(6) 被災者の受入れ

被災地に隣接する地域の介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用して被災者の受入れを行うものとし、受入れに当たっては要介護者等援護の必要の高いものを優先するものとする。

このため、市は、保健医療福祉圏域内で施設間のネットワークの形成に努め、余裕スペースの確認に努めるものとする。

9 外国人支援対策

(1) 企業及び国際交流関係団体への情報提供等

市は、災害発生時に言葉や生活習慣、防災意識の違い等から生じる外国人の孤立等を防止するため、県や関係団体の協力を得ながら外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発、災害予防対策を行うものとする。

市は、必要に応じて、外国人雇用企業や市国際交流協会等関係団体の協力を得て、避難要領の外国語リーフレットの配布や外国人参加の防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 災害情報等の提供方法や相談体制の整備

日ごろから、県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と協働して、災害時の情報提供、相談窓口等、外国人に対する支援体制の整備に努めるものとする。

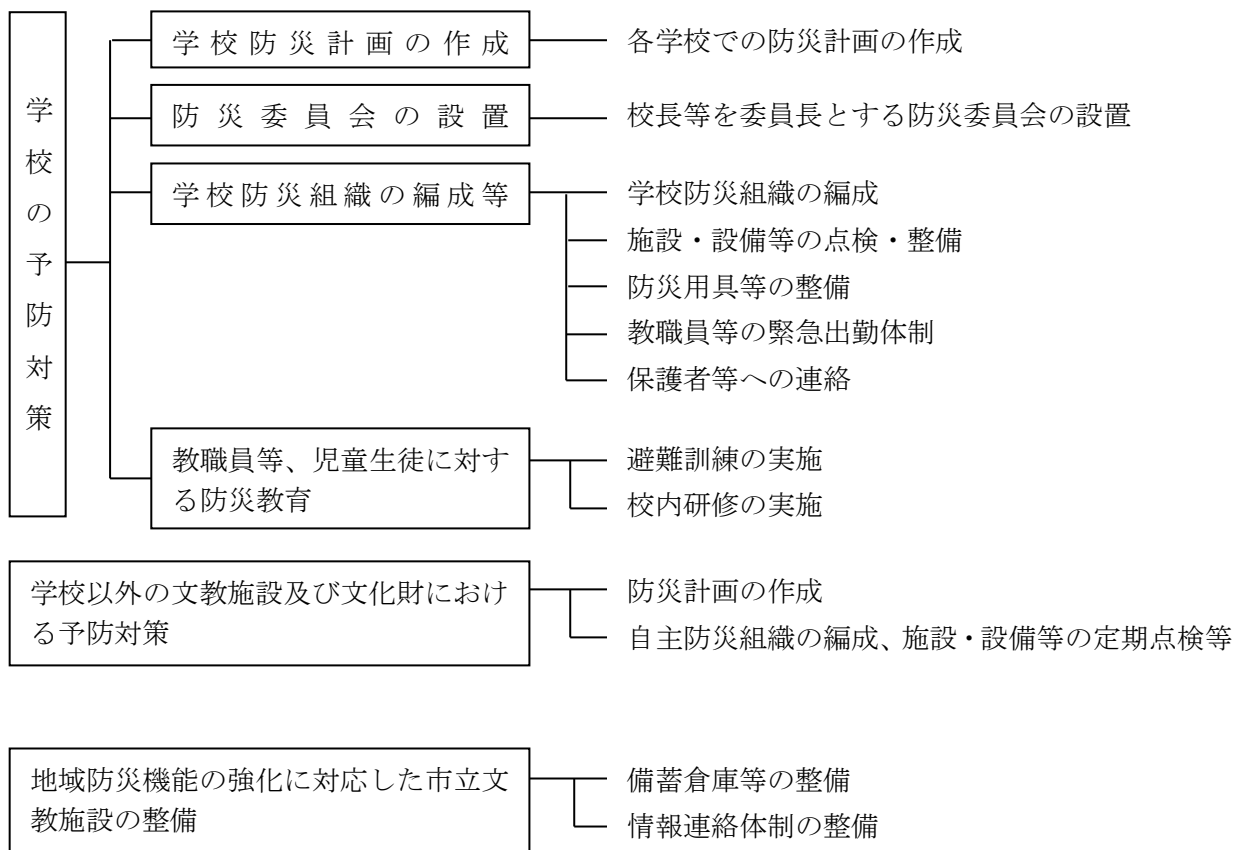
第27節 文教施設における災害予防計画

1 計画の方針

集中豪雨や暴風等により災害が発生した場合に、児童生徒、教職員、入館者・施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図るため、日ごろ市教育委員会や学校等施設の管理者が実施しておくべき事項を定める。

また、地域における防災機能の強化を図るため、学校等市立文教施設の設置者は、市地域防災計画の定めるところに従い、施設、設備の整備に努めることを定める。

2 計画の体系



3 学校の予防対策

(1) 学校防災計画の作成

校長は、災害発生に備え、市教育委員会の指導により、次の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成するものとする。

また、市は、私立幼稚園及び専修学校等に対し、防災計画の作成について指導・助言をするものとする。

区 分	主 な 項 目
予 防 対 策	①学校防災組織の編成 ②施設、設備等の点検・整備 ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施 ⑤教職員等の緊急出勤体制 ⑥保護者等への連絡 など
応 急 対 策	①災害発生が予想されるとき事前休校、授業短縮措置等 ②災害発生直後の 児童生徒の安全確保 ③避難誘導 ④児童生徒の安全確認 ⑤気象情報の 収集 ⑥被害状況等の報告 ⑦下校措置 ⑧避難所開設・運営の協力 ⑨被災時の心のケア ⑩教育活動の再開 など

(2) 防災委員会の設置

校長等は、学校防災計画に定められた事項等について教職員等の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置するものとする。

(3) 学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 学校防災組織の編成

(ア) 災害発生時に対応する学校防災組織を編成するとともに、教職員等の役割分担を定めておくこと。

(イ) 担当教職員等が不在の場合の代行措置を明確にしておくこと。

イ 施設、設備等の点検・整備

(ア) 学校の施設、設備等は、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強、補修を実施すること。

(イ) 児童生徒の避難経路上の施設、設備等については、特に点検を行い、内壁・外壁落下防止、窓ガラスの飛散防止、塀の倒壊防止等必要な措置を行うこと。

(ウ) 防火扉、火災報知器、放送設備等の機能点検を日ごろから定期的に行っておくこと。

(エ) 積雪時は、除雪を十分に行い、避難路を確保しておくこと。

ウ 防災用具等の整備

(ア) 消火器具、医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員等に周知しておくこと。

(イ) 児童生徒名簿、部活動名簿、保護者等の緊急連絡カード等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておくこと。

エ 教職員等の緊急出勤体制

校長は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め教職員等に周知しておくこと。

オ 保護者等への連絡

(ア) あらかじめ、保護者等と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し教職員、保護者等双方が常備しておくこと。

(イ) 家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童生徒の引渡方法について保護者等と確認し、徹底しておくこと。

(4) 教職員等、児童生徒に対する防災教育

校長等は、次に掲げる防災教育を行うものとする。

ア 教職員等に対する防災教育

(ア) 市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行うこと。

(イ) 校長は、教職員等各人の任務、定期点検事項、応急措置等に関する校内研修を行うこと。

イ 児童生徒に対する防災教育

校長は、児童生徒の発達段階に応じた内容で、計画的に防災教育を行うこと。

(ア) 防災訓練の実施

- a 避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにすること。
- b 学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童生徒に周知しておくこと。
- c 形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着、冷静かつ迅速な行動が取れるように実施すること。
- d 登下校中、授業中、特別教育活動中等、種々な場面を想定して計画的に実施すること。
- e 地域社会の一員として、中学生を地域防災訓練へ積極的に参加させること。

(イ) 防災教育の実施

- a 各教科及び領域（道徳や学級活動等）体験学習等を通じて「災害の原因」、「安全な行動の仕方」、「日常の備え」、「命、家族の絆、助け合う心の大切さ」等について計画的に指導すること。
- b 児童生徒の発達段階や学校の立地条件等によって、指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。
- c 児童生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等を活用し、指導すること。
- d 自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「助け合う心」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導すること。

4 学校以外の文教施設における予防対策

不特定多数の者が利用する文教施設等においては、組織的な統制、避難・誘導は困難である。したがって、施設の管理者は、これらの事情を考慮して、防災設備の整備・充実に努めるとともに、行動計画を作成するものとする。

また、非常時の措置について訓練を実施し、職員に周知を図らなければならない。なお、防災対策の主な留意点は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生時に対応するため、自主防災組織を編成するとともに、あらかじめ職員の役割分担を定めておくこと。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておくこと。
- (2) 施設、設備等は、定期的に安全点検を実施するなど常に安全対策に努めなければならない。
- (3) 避難訓練を定期的に実施し、災害時に安全かつ迅速に行動ができるようにすること。なお、あらかじめ、立地条件を考慮して避難場所を定めておくとともに、入館者及び利用者は毎日変わるので、避難経路の表示を増やす等避難場所が容易に分かるようにしておくこと。

5 文化財における予防対策

文化財所有者は、市地域防災計画に基づき、次の点に留意して予防対策に努めなければならない。なお、市教育委員会（所管課：市民部生涯学習課）は、文化財所有者に対して防災計画について必要の都度、指導・助言をするものとする。

- (1) 災害発生時に対応する措置をあらかじめ明確にしておくこと。
- (2) 施設、設備等は、定期的に安全点検を実施するなど常に安全対策に努めなければならない。
- (3) 立地条件を考慮して避難場所を定めておくとともに、観覧者に対し避難経路の表示や避難場所が容易に分かるようにしておくこと。

6 地域防災機能の強化に対応した市立文教施設の整備

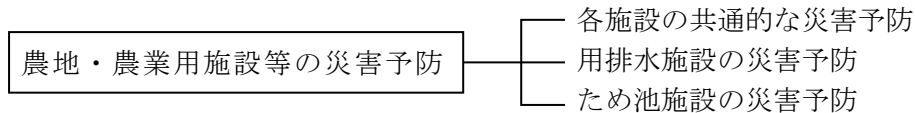
学校等市立文教施設の設置者は、市地域防災計画の定めるところにより、防災機能強化のため必要な施設、設備の整備に努めるものとする。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、避難場所の確保、飲料水・生活水の確保、仮設トイレの整備、けが人や病人等に対応できる応急処置可能な設備の整備、通信機能の確保、自転車・バイク等の配備を図るとともに、適切な管理体制を整えるものとする。

第28節 農地・農業用施設等災害予防計画

1 計画の方針

農地・農業用施設の災害の未然防止と被害解消のため、湛水防除、ため池等整備、地盤沈下対策等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図るものとする。

2 計画の体系



3 農地・農業用施設等の災害予防

(1) 各施設の共通的な災害予防

農地・農業用施設等の管理者は、災害予防対策に当たり次の事項に十分留意するものとする。

ア 管理体制等の整備

頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設の管理については、一貫した管理体制がとられるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保など管理体制の強化と徹底を図るものとする。

イ 施設の点検

常に気象予報に注意し、増水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるものとする。

ウ 情報管理手法の確立

基幹農道、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

エ 緊急用資機材の点検、備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に三条市建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努めるものとする。

(2) 用排水施設の災害予防

用排水施設の整備に当たっては、地域全体の排水機能の向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業による農業用施設の機能回復を図るなど、被害の早期救済と未然防止を図っていくものとする。

また、頭首工、樋門、樋管など農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努めるものとする。

(3) ため池施設の災害予防

平時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努めるものとする。増水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努めるものとする。

ため池の老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路とともに計画的な施設の整備を推進する。

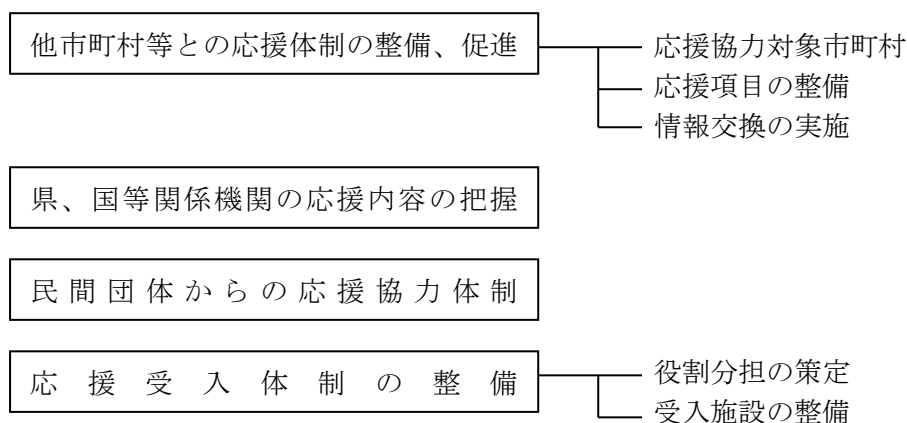
第 2 9 節 広域応援体制計画

1 計画の方針

大規模災害が発生した場合、市単独では被災者の救援等の応急措置及び復旧対策が十分に実施できないことが予想される。したがって、これらの事態に対応するため、市は、他の市町村等と相互に協力の上、広域相互応援体制の整備、促進に努めるものとする。

また、県、国等の関係機関、市内外の民間団体等からの応援協力体制についても定めておくものとする。

2 計画の体系



3 他市町村等との応援体制の整備、促進

市は、大規模災害発生の際における円滑な応援体制の確立を図るため、あらかじめ県内の他市町村等及び他県の市町村等と応援協定を締結するなど、その整備、促進に努めるものとする。

(1) 応援協力対象市町村

- ア 隣接市町村
- イ その他目的を同じくする市町村等

(2) 応援項目の整備

市は、応援体制を整備するに当たっては、応援を行う市町村等との間で、次の事項について定めておくものとする。

- ア 応援項目の種類
- イ 応援要請の手続
- ウ 応援費用の負担
- エ その他必要な事項

(3) 情報交換の実施

市は、応援を行う市町村等との間で、応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

【情報交換を行う内容】

- ア 防災計画の内容
- イ 備蓄その他応援提供物資、資材等の内容及び数量等
- ウ 物資供給拠点
- エ その他必要な事項

【相互応援協定等締結状況】

ア 一般相互応援協定

名 称	締結年月日	応援協定締結市町村等
災害時における相互 援助協定	平成 18 年 8 月 1 日	三条市、新潟市、長岡市、新発田市、加茂市、 燕市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、聖籠町、弥 彦村、田上町
災害時における相互 応援に関する協定	平成 17 年 10 月 1 日	三条市、千葉県印旛郡栄町
災害時における相互 応援に関する協定	平成 23 年 7 月 8 日	三条市、三重県菰野町
都市間連携協定（災害 時における相互応援 に関する覚書）	平成 24 年 4 月 17 日	三条市、福井県越前市、岐阜県関市
災害時における三条 市と郵便事業(株)三条 支店の協力に関する 協定	平成 20 年 5 月 20 日	三条市、郵便事業(株)三条支店
災害時における相互 応援に関する協定	平成 25 年 1 月 28 日	三条市、福島県伊達市
災害時における相互 応援に関する協定	平成 25 年 2 月 25 日	三条市、福島県相馬市
災害時における相互 応援に関する協定	平成 25 年 2 月 28 日	三条市、静岡県三島市
災害時における相互 応援に関する協定	平成 26 年 1 月 30 日	三条市、福島県会津若松市、喜多方市、南会津 町、只見町、下郷町、檜枝岐村
災害時における相互 応援に関する協定	平成 30 年 4 月 16 日	三条市、茨城県龍ヶ崎市

イ 消防相互応援協定

名 称	締結年月日	応援協定締結市町村・組合・本部	
中部消防応援協定	平成 22 年 3 月 31 日	三条市、長岡市、柏崎市、魚沼市、見附市、南魚沼市、燕・弥彦総合事務組合、小千谷市、十日町地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合	
県央消防応援協定	平成 18 年 9 月 7 日	三条市、燕市、加茂市、田上町、弥彦村、燕・弥彦総合事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合	
北陸自動車道及び関越自動車道消防相互応援協定	平成 12 年 12 月 22 日	三条市、新潟市、長岡市、見附市、燕・弥彦総合事務組合	
新潟県広域消防相互応援協定	平成 17 年 9 月 1 日	上越地域	上越地域消防事務組合、糸魚川市
		中越地域	三条市、長岡市、柏崎市、魚沼市、見附市、南魚沼市、燕・弥彦総合事務組合、小千谷市、十日町地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合
		下越地域	新潟市、五泉市、阿賀野市、阿賀町、新発田地域広域事務組合、村上市
		佐渡地域	佐渡市
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	平成 7 年 4 月 1 日	新潟県、新潟県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	
南会津地方広域市町村圏組合と三条市との消防の相互応援に関する協定書	平成 25 年 7 月 1 日	南会津地方広域市町村圏組合	

ウ 水道相互応援要綱

名 称	制定年月日	応援要綱締結市町村・組合	
		エリア代表	正 会 員
日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱	平成 22 年 2 月 16 日	新発田市	村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村
		新潟市	五泉市、佐渡市、東港地域水道用水供給企業団、阿賀町、明和工業㈱
		三条市	燕市、加茂市、三条地域水道用水供給企業団、田上町、弥彦村
		長岡市	小千谷市、見附市、南魚沼市、魚沼市、湯沢町、出雲崎町
		柏崎市	十日町市、津南町、刈羽村

		上越市	糸魚川市、妙高市、上越地域水道 用水供給企業団
--	--	-----	----------------------------

4 県、国等関係機関の応援内容の把握

市は、災害が発生した場合、被災者の円滑な救援等の応急対策及び復旧対策を実施するため、市の活動を援助するため県、国等の関係機関が応援を行うことができる物資、数量等について、当該機関と定期的に確認するなど、その状況の把握に努めるものとする。

5 民間団体からの応援協力体制

市は、災害が発生した場合、被災者の円滑な救援等の応急対策及び復旧対策を実施するため、あらかじめ、民間団体から協力できる食料、生活必需品、車両、救済資機材等の数量、支援体制その他必要な事項について、定期的な情報交換等を行ったり、応援協定を締結するなど、災害の際に適切な対応が図られるよう努めるものとする。（民間団体との協定締結状況については、資料編「18 各種協定」参照）

また、防災情報を迅速かつ的確に伝達するため、放送事業者とあらかじめ応援協定を締結するなど、災害の際に適切な対応が図られるよう努めるものとする。

【放送に関する締結状況】

名 称	締結年月日	協定締結先
災害時における緊急放送に関する協定	平成 18 年 4 月 1 日	燕三条エフエム放送(株)
災害時における緊急放送に関する協定	平成 18 年 4 月 1 日	(株)エヌ・シー・ティ

6 応援受入体制の整備

市は、応援を行う関係機関の活動が競合重複しないよう、あらかじめ役割分担の計画予定を策定するとともに、施設の確保等、受入体制の整備を図るものとする。

(1) 役割分担の策定

市は、次の役割分担等の応援体制計画を策定しておくものとする。

- ア 役割分担の想定 活動の重複排除のための機関ごとの役割の想定
- イ 資機材の準備 応援機関の活動のための資機材の調達方法等

(2) 受入施設の整備

- ア 駐車場（車 1 台の基準は 3 m × 8 m）
- イ ヘリポート
- ウ 宿泊施設又は宿营地